



保育所等におけるインクルーシブな保育に関する取組事例集

本事例集について

- 本事例集では、インクルーシブな保育の実践、取組推進に資するものとなるように、「Ⅰ. 児童発達支援事業所等との施設併設・一体型」、「Ⅱ. 外部支援導入型」、「Ⅲ. 施設単独型」の3つの類型に分け、それぞれ施設が取り組むインクルーシブな保育の実践事例についてとりまとめした。

施設類型

Ⅰ. 児童発達支援事業所等との施設併設・一体型	Ⅱ. 外部支援導入型	Ⅲ. 施設単独型
施設を併設し、同じ空間で保育を行っている	同じ空間で保育を行うため、専門的支援等により体制整備を行っている	同じ空間で保育を行うため、体制強化とともに、保育の質の向上に取り組んでいる
 児童発達支援事業所等 保育所等 保育士等の人員の交流、保育室等の設備の共用といった一体的な支援を実施している	 保育所等 児童発達支援事業所等 児童発達支援事業所等と連携し、専門的な支援受けながら、一体的な支援を実施している	 保育所等 保育士や看護師等の加配、教育・研修等により、一体的な支援を実施している

事例紹介施設一覧

#	類型	施設名称	所在地
1	施設併設型	カミヤト凸凹保育園	神奈川県厚木市
2	施設併設型	認定こども園まゆみ	福島県二本松市
3	施設併設型	甘露保育園	長野県上田市
4	外部支援導入型	認定こども園 風の谷こども園	千葉県市川市
5	外部支援導入型	経堂保育園	東京都世田谷区
6	外部支援導入型	大谷地たかだ保育園	北海道札幌市
7	施設単独型	わらしこ保育園	東京都府中市
8	施設単独型	八千代保育園	新潟県新潟市

インクルーシブな保育の状態を確認するための6つの観点

- 「インクルーシブな保育が実践されている状態」を把握する観点として、保育提供体制整備に係る観点（観点1～3）と保育実践に係る観点（観点4～6）の大きく2つに分類し、全部で6つの観点を整理しています。
- 6つの観点には、それぞれ、各観点の実践に重要と考えられる複数の取組で構成されています。
- 本事例集では、各施設のインクルーシブな保育の具体的な取組について、この6つの観点で整理しました。

－インクルーシブな保育の状態を確認するための6つの観点－

1. 組織的観点（理念・方針等）

- 市町村や保育所等において、インクルーシブな保育について検討され、実践のための理念や方針が示されているか

- ① 理念や方針
- ② 検討体制

保育の体制整備に係る観点

2. 環境整備の観点

- すべてのこどもが健康及び安全に生活することができ、こどもが自らの意思で自由に活動できる環境を整えているか
- 多様なニーズをもつこどもを想定した災害への備えをしているか

- ③ 施設・設備の整備
- ④ 安全・衛生管理体制
- ⑤ 災害への備え

3. 保育提供体制の観点

- 多様なニーズをもつこども一人一人の育ちを支えるため、保育士等の研修の充実等により職員の資質及び専門性の向上を図っているか
- 専門職による支援をおこなっているか

- ⑥ 職員配置
- ⑦ 保育士等の資質及び専門性の向上
- ⑧ 専門職による支援の充実

4. 保育の内容の観点

- 多様なニーズをもつこどもを指導計画の中に位置づけ、包括する保育内容を検討しているか
 - すべてのこどもがまわりとの関わりの中で、愛情や信頼感を持ち、自己を十分に発揮できているか
- ⑨ 指導計画の作成及び展開
 - ⑩ 計画の評価と改善
 - ⑪ ねらい及び内容（こどもの気持ちの尊重）

6. 保護者や地域との交流の観点

- 保護者や地域との継続的な対話や関係づくりを進め、信頼される開かれた保育所づくりをおこなっているか
- 保護者への支援により、保護者や家庭とともにこどもの育ちを支えているか

- ⑮ 保護者に対する支援
- ⑯ 家庭との連携
- ⑰ 地域との連携・交流

5. 連携の観点

- 保育所内のコミュニケーションがおこなわれて情報が適切に共有されているか
- 保育所外の関係機関とこどもの状況や発達過程を共有し、互いの専門性を活かした支援をおこなっているか

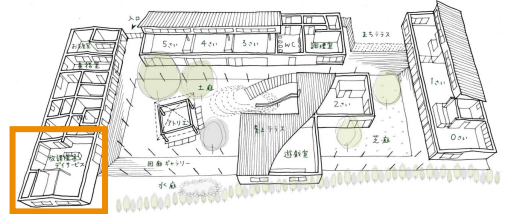
- ⑫ 職員相互の連携
- ⑬ 関係機関・関係者との連携
- ⑭ 小学校等との連携（就学支援）

保育実践に係る観点

1. カミヤト凸凹保育園_【施設併設型】

1. 基本情報

施設類型	認可保育所
運営法人名称	社会福祉法人愛川舜寿会
施設名称	カミヤト凸凹保育園
所在地	神奈川県厚木市
事業開始年	2019年
開所日・時間	月～金 7:30-19:00 土 7:30-18:30
定員数	90名
障害児在籍数	6名
職員数	常勤 16名 非常勤 11名 うち、加配保育士等 3名
施設HP等	https://aikawa-shunjukai.jp/decoboco/



児童発達支援事業所

■ 併設する児童発達支援事業所

施設類型	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所
施設名称	カミヤト凸凹文化教室

2. インクルーシブな保育の具体的な取組内容

カミヤト凸凹保育園は、保育所と児童発達支援事業所「カミヤト凸凹文化教室」の併設によるインクルーシブな保育を実施している。こどもたちが解放され、人間らしく生きる建築空間であることを大切に自然の風や光や影と調和した半屋外空間の回廊がこどもの活動に基づいて柔軟にデザインされており、こどもたちが自然に交流できる環境整備を行っている。凸凹保育園のコンセプトは「誰もが持つ『凸』に注目し、誰もが持つ『凹』をみんなで埋め合う」こと。保育の実践においては、「こどもはこども同士の中で育つ」という考えのもと、障害の有無や年齢を超えて自由に活動できるようこどもの主体性を重視した保育実践の工夫を行っている。そのほか、保護者や地域と積極的に交流を行うことにより、信頼関係を築いている。

ーインクルーシブな保育の取組状況を確認するための6つの観点ー

1. 組織的観点（理念・方針等）

- ▶職員全員で理念を共有し理解を深める
- ▶保護者や地域への理念の発信

保育の体制整備に係る観点

6. 保護者や地域との交流の観

- ▶保護者との信頼関係を築くための多角的なコミュニケーション
- ▶地域と連携したこどもの社会参加と成長支援

5. 連携の観点

- ▶児童発達支援事業所や外部の専門職との連携によるこどもたちへの包括的支援
- ▶小学校への進学に向けた円滑な情報共有と連携サポート（就学支援）

保育実践に係る観点

4. 保育の内容の観点

- ▶個別指導計画の立案と見直し
- ▶こどもをよく理解・尊重するための工夫
- ▶すべてのこどもが主体的に参加できる集団遊びの工夫
- ▶こどもの主体性を尊重した行事の計画と参加
- ▶こどもたちの自主性と協働の育成

2. 環境整備の観

- ▶開放的な施設環境の設定
- ▶こどもの状態・特性に応じた安全への配慮
- ▶安全に配慮する習慣の育成
- ▶多様な状況を想定した防災訓練と対応策の実践

3. 保育提供体制の観点

- ▶柔軟なクラス構成と職員配置
- ▶日々のこどもの状態に応じた臨機応変な対応

3. 園が目指すインクルーシブな保育の状態

園が目指すインクルーシブな保育

- ・ カミヤト凸凹保育園は、「共生・寛容・自律」を理念とし、「凸（＝長所）」を伸ばし、「凹（＝短所）」をみんなで補い合うことをコンセプトとしている。障害のある子どもたちと幼少期から関わることで、主体性・協調性・社会性を育むことを目指し、将来的に誰にとっても優しい社会を作れる人間が育成されることを目指している。

4. インクルーシブな保育の体制整備について

観点1：組織的観点

理念

- ・ 「共生・寛容・自律」

理念を浸透させるための取組や工夫

① 職員全員で理念を共有し理解を深める

- ・ 保育所と併設する児童発達支援事業所「カミヤト凸凹文化教室」は共通の理念のもとで保育をおこなっており、全職員が理念を理解して行動できるように、職員会議等において、理事長と園長が理念について対談する動画の視聴する等により、理念について理解を深め、考える機会を設けている。
- ・ 自分で考えることを重視し、職員や子どもが主体的に意見を言うことのできる環境づくりを大事にしている。
- ・ 会議では、新任職員も含めて職員全員が主体的に考え、全体会議の場以外でも自分の考えを発信できるよう、3～4人の少人数グループで話せる環境を整えている。
- ・ 他の職員の理念の捉え方や考え方を聞いたり、感想などを回覧で共有することで、理念をより広く捉えることができ、理解促進につながる。

② 保護者や地域への理念の発信

- ・ 理念について、保護者や地域にも理解していただくため、ホームページやSNS、出版物を通じて理念の発信を行っている。園見学や保護者説明会で理念を説明しており、理念に共感した保護者に入園いただけている。



観点2：環境整備の観点

園舎のつくりにおける特徴・工夫

① 開放的な施設環境の設定

- ・ 施設内は、開放感のある半屋外空間の回廊がぐるっと囲み、児童発達支援事業所も含め、こどもの活動に基づいて園内を自由に行き来できるように柔軟にデザインされている。クラスごとの仕切りがゆるやかでガラス張りの見通しのよい園舎であるため、子どもたちは、他のクラスの子どもも視認することができ、自然な交流が生まれる環境となっている。そのため、どのクラスの遊びにも自由に参加したり、どこでも食事をしたりできるようになっている。



② こどもの状態・特性に応じた安全への配慮

- ・ 障害のある子どもたちへの配慮として、併設する児童発達支援所の職員の知見も踏まえて対応しており、園内におけるスロープの設置、移動の際の障害物の除去等の安全管理を行っている。これにより、すべての子どもが安心して過ごせる環境を提供している。また、安全管理と経験のバランスを取ることを重視している。
- ・ こどものチャレンジしたい気持ちを先にくみ取り、やりたいことをやってみることを大事にしている。そのため、まずは止めずに見守っているが、大怪我にならないように、すぐにサポートできる距離を保っている。例えば、高いところを歩きたい子どもがいた場合、年齢の大きな子どもが手をつないで高いところを渡りきるまでサポートすることもある。手をつないで歩くことで、年齢の小さい子どもは、自分一人で歩くと危ないところということも学ぶことができる。保育士が普段やっていることを、子どもたちはよく見ていて、安全への配慮も一緒に学んでいる。

③ 安全に配慮する習慣の育成

- ・ 障害の有無にかかわらず、職員がこどもの安全に配慮する習慣を育むようにしている。例えば、乳児がいる場合にはハサミの管理に気をつけるなど、具体的な配慮を通じて、職員同士が互いに学び合い、気遣い関係を構築することを重要な取組としている。

災害対策

① 多様な状況を想定した防災訓練と対応策の実践

- ・ 防災計画を立案し、月1回避難訓練を実施している。災害はいつ、どのような形で発生するかわからないため、火事、地震、不審者侵入などの災害種類だけでなく、職員が少ない時間帯や曜日を想定した訓練も実施している。定期的に、園長と防災担当職員以外には防災訓練を周知せずに、本番を想定した訓練も実施している。
- ・ 避難の誘導方法の工夫では、身体障害のあるこどもの場合、素早く移動できるようにバギーを用意している。また、移動効率を考え、1人の職員が身体障害のあるこどもを背負って移動し、そのほかの職員がほかのこどもを誘導する場合もある。また、自閉傾向があってパニックになるこどもの場合は、1人の職員がつくようにするなど、事前に対応方法を考えている。

観点3：保育提供体制の観点

職員配置の工夫と専門性の向上

① 柔軟なクラス構成と職員配置

- ・ クラス構成は年齢別を基本としつつ、こどもたちが他のクラスの活動に自由に参加できるようにしている。このため、全職員が全園児を見る体制を整えている。1つの場所にこどもが増えた場合は、別のクラスの担任が臨機応変に対応し、クラス担任を超えた柔軟な対応をしている。
- ・ 加配保育士はクラス単位で配置されており、加配が必要なこどもが在籍するクラスに必要な人数が配置されている。例えば、療育手帳をもつこどもには1対1で担当がついている。クラス担任と加配保育士2名の3名体制のクラスがあった場合は、4～6月までは担当制とするが、信頼ができればローテーションで担当するようにするなど、一人の職員に負担がかかりすぎないような体制としている。

② 日々のこどもの状態に応じた臨機応変な対応

- ・ 職員配置は主任保育士が中心となって調整しているが、例えば、当日急遽散歩に行く人数が増えて人手が必要になった時などは、隣のクラスの職員にお願いして1人ついてもらうなど、各職員もその日の状況に応じて自主的に判断し対応している。
- ・ 特性のあるこどもの場合、こどもの機嫌や体調に合わせて寄り添う時間を調整し、管理的な保育にならないように気を配りながら、安全を確保している。自閉傾向のあるこどもで、一人で過ごしている場合、職員が様子を見ながら見守り、ほかのこどもがやっているゲームや活動の中に入れる機会を見極めながら、スムーズに集団の中に入っていけるようにフォローしていることもある。



5. インクルーシブな保育の実践について

観点4：保育の内容の観点

個別指導計画の立案と見直し

- ・ 保育の計画や個別の指導計画において、児童発達支援事業所の職員や保育所が直接契約している外部の臨床心理士の助言等を取り入れて作成しており、定期的に見直しを行っている。こどものその日の気分や体調に応じて活動内容を柔軟に変更することができるようにしており、併設する児童発達支援事業所の職員とその日のこどもの様子を観察し、こどもの状態に応じた保育の計画に適宜変更している。

保育内容における工夫

① こどもをよく理解・尊重するための工夫

- ・ 障害のあるこどもにも意識的に意思確認を行い、すべてのこどもたちが、意見を出すことのできる環境を整えている。例えば、こどもが遠足先を決める際には、児童発達支援事業所のこどもの意見も積極的に聞き、こども同士で必要なことを考えて事前に準備するようにしている。
- ・ こどもたちの主体性を尊重するかかわり方の例では、遠足などの行事があったときに、本人の中で納得がいかにずき気持ちの切り替えがうまくできないことで、みんなと一緒にスタートできないことがある。その場合は、あとから追いかけて、お弁当の時間に合流することもある。こどもの意思を確認して、こどもがやりたいことに寄り添っていく。このような取組により、こどもたちも自然とお互いの意見を尊重する、必要な配慮を行う姿勢を身につけることができる。

② すべてのこどもが主体的に参加できる集団遊びの工夫

- ・ 集団での遊びにおいては、障害の有無にかかわらず主体的に参加できるよう配慮している。こどもの気持ちに応じて柔軟な対応を行っており、例えば、歌や踊りのイベントでは手作りの楽器を利用するなど、こどもが参加しやすい形での参加を促している。すべてのこどもたちが自分のペースで集団活動に参加できるようにしている。



③ こどもの主体性を尊重した行事の計画と参加

- ・ お祭りやクリスマスなどの行事は、事前にこどもたちと話し合い、一緒に計画をたて、こどもたちの意見を取り入れ、指導計画やイベント計画に反映させている。どのこどもも主体的に楽しく参加できるよう具体的な工夫を取り入れることで、こどもたち一人ひとりが安心して行事に参加できる環境を整えている。ただし、あくまでこどもの主体性を尊重して、行事には参加してもいいし、しなくてもいい、見るだけでもいいというような形でかかわっている。

④ こどもたちの自主性と協働の育成

- ・ 各クラスでは、一年間でどのようなことをやりたいかこども同士が話し合っていて決めている。例えば、年長クラスの場合、お泊り保育がしたい希望があり、「夕食はどうする?」、「大人がいないから自分たちでつくろう!」、「朝ごはんも必要だけどどうする?」など、意見を言って決めていく。みんなで話し合いをする場合、保育所のこどもたちが、児童発達支援事業所のこどもにも声をかけて呼んでくる。障害のあるこどもや意思が上手に伝えられないこどもにも、「お泊りしようと思うけど、一緒に泊まる?」、「今こうやって決まったけどこれでいい?」と確認する場面もある。こども同士が自由に意見を言い合い、互いの意思を尊重しながら物事を決めていく風土が醸成されている。

観点 5：連携の観点

外部の専門職および小学校との連携

① 児童発達支援事業所や外部の専門職との連携によるこどもたちへの包括的支援

- ・ 併設する児童発達支援事業所の職員や保育所が直接契約している外部の臨床心理士が、保育所のこどもたちに対して専門的な支援を行い、保育所の職員と連携して適切な対応を行っている。例えば、障害のあるこどもの状態に応じた安全管理や活動の調整を行う際には、併設する児童発達支援事業所の職員がアドバイスを提供し、保育所の職員がその指導を実践している。これにより、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもたちが安心して過ごせる環境が整えられている。

② 小学校への進学に向けた円滑な情報共有と連携サポート（就学支援）

- ・ こどもが小学校に進学する際に、こどもの発達状況や特性、学習スタイル、社会性、特別な支援が必要な場合の情報を小学校と共有している。保育園の担当者と小学校の教員が連携して情報を引き継ぐことで、こどもが新しい環境にスムーズに適応できるようにサポートしている。小学校との連携により、小学校の教員はこどもの個別のニーズを理解し、適切なサポートを提供することができるよう工夫している。



観点 6：保護者や地域との交流の観点

保護者および地域との連携

① 保護者との信頼関係を築くための多角的なコミュニケーション

- ・ 保護者との信頼関係を築くために、年2回の保護者懇談会のほかに、個別面談・保育参観も開催している。これにより、保護者はこどもの成長や発達状況について詳しく知ることができ、保育園の方針や活動内容についても理解を深めることができる。また、連絡帳やSNSを活用して、日々のこどもの様子や行事の予定を共有し、保護者が安心してこどもを預けられる環境を整えている。



② 地域と連携したこどもの社会参加と成長支援

- ・ 保育園は地域社会との連携を重視し、地域イベントやボランティア活動に積極的に参加している。例えば、園のイベントに地域の方々もかかわってもらえる機会を多く設けている。そして、地域のお祭りや高齢者施設との交流イベントを通じて、こどもたちが地域の人々と触れ合う機会を設けている。これにより、こどもたちは地域社会の一員としての意識を育み、多様な人々とのかかわりを通じて社会性を身につけることができる。また、地域の専門職や団体と連携して、こどもの安全や健康に関する講座や催しを開催することもある。

6. インクルーシブな保育を実感される場面

保育者の姿



- さまざまな障害をもつこどもとそのほかのこどもが、ともに過ごすことで、そのこどものありのままを受け入れている場と感じられる。落ち着かないこどもがいれば、そのこどもの気持ちが落ち着くまで好きな場で好きなことをして過ごせるようにするなど、保育者が自然とどのこどもも居心地がよいように配慮できている。

こどもの姿



- 障害の特性について、周りのこどもが自分なりに考え受け入れている。例えば、おもちゃの貸し借りをするときに、障害があるこどものコミュニケーションにおいては、こども同士が自然に工夫して、そのこどもが理解できるようにコミュニケーションを取るようになっている。

保護者の声



- 保護者は、入園時に園の見学や保護者説明会への参加を通して園の方針に共感している方が多く、さまざまな特性のあるこどもと一緒に過ごすことができるから、この園を選んだと話される方もいる。
- 卒園時には、こどもがのびのびと過ごすことができ、当園を選んで良かったと言ってもらえることも多い。

7. 併行通園をするこどもへの対応の工夫

外部の（併設ではない）児童発達支援事業所に併行通園するこどもへの支援

- ・ 通所先の児童発達支援事業所との連携を図っている。具体的には、こどもに関する情報共有を行っているほか、必要に応じて合同の会議を開催している。施設によっては、年2回程度お互いに視察を行い、両施設におけるこどもの様子を相互に把握している。視察まではできていない施設もあるため、さらに連携方法について検討する必要がある。
- ・ 保護者からはリアルタイムで療育の様子をうかがうことができるので、通所先での過ごし方の様子や、療育支援の内容、遊びのやり方や歩行方法などを教えてもらい、保育所でも取り入れている。

8. 児童発達支援事業所との併設・交流による利点

こども同士の日常的で自然な交流による相互理解の促進

- ・ こどもたちが日常的に自然に交流する機会が多く、「こどもがこどもの中で育つ」ということを実感している。
- ・ 行事計画書には交流活動が含まれているが、特別な計画を立てずとも、こどもたちは一緒に散歩したり、遊んだりする中で自然にかかわり合うことができる。これにより、こどもたちは日々のかかわりの中で互いの特性を理解し、受け入れる力を育むことができる。

職員同士の保育と障害児支援の日常的な連携

- ・ 保育所と児童発達支援事業所が併設されていることで、両方の施設の職員が日常的に連携してこどもの様子を共有することができ、保育と障害児支援の専門的な知見の共有による包括的な支援が可能となっている。
- ・ 日常の保育だけでなく、外部の児童発達支援事業所と併行通園しているこどもの対応についても、児童発達支援事業所の職員に相談することができる。例えば、ソーシャルワーカーや臨床心理士が専門的な観点からアドバイスを提供し、保育所の職員がその知識を日常の保育に活かすことで、こどもたち一人ひとりのニーズに合わせた支援が実現可能となっている。これにより、こどもの成長や発達に対するサポートが一貫性を持ち、効果的に行われている。

9. インクルーシブな保育の取組推進において重要と考えること・課題と感ずること

開かれた環境の重要性

- ・ インクルーシブな保育の取組推進では、園内においても地域に対しても開かれた環境を構築することが重要と考える。設備面だけでなく、職員同士が声をかけやすい雰囲気を大切にしている。

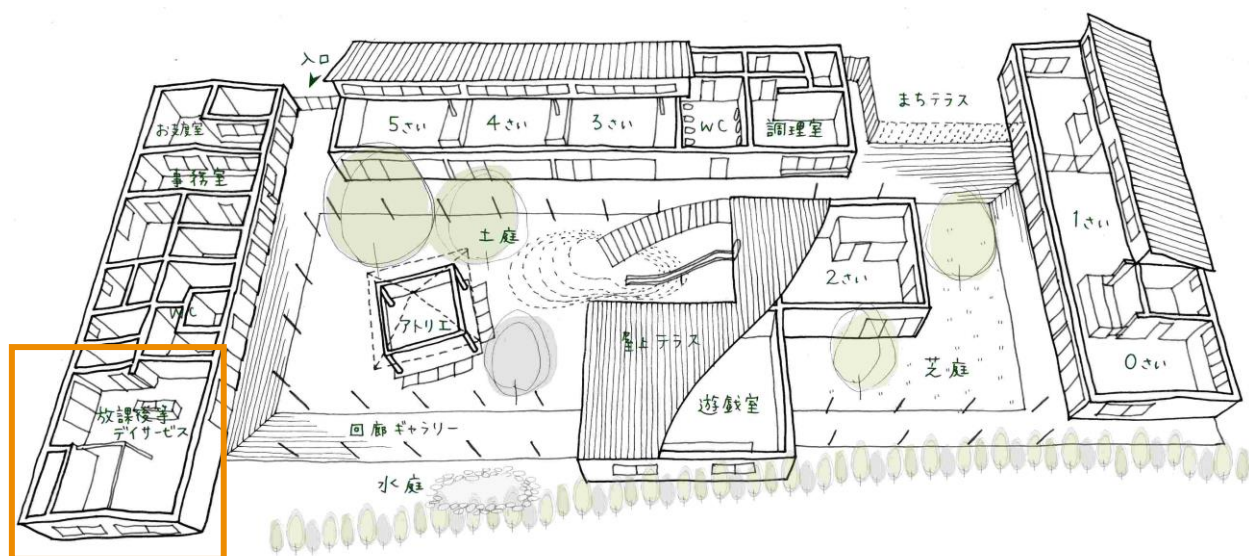
併設する児童発達支援事業所に併行通園することもへの支援

- ・ 体制面では、クラス担任だけで抱え込まない状況を構築することが重要であり、全職員が全園児を見守り、職員間で柔軟に支え合うことで、特に重い障害のある子どもたちの支援もクラス担任だけに負担がかからないようにすることができる。

専門性の向上

- ・ こども一人ひとりに必要な支援や療育について、さらに深く考える必要があると感じており、障害児支援の専門職と連携して取り組むことが重要と考える。

【参考】園舎レイアウト



児童発達支援事業所

2. 認定こども園 まゆみ学園_【施設併設型】

1. 基本情報

施設類型	幼保携型認定こども園
運営法人名称	学校法人まゆみ学園
施設名称	認定こども園まゆみ
所在地	福島県二本松市
事業開始年	2007年
開所日・時間	7:30-18:30
定員数	認可定員150名 1号40名、2号60名、3号50名
障害児在籍数	19名
職員数	常勤 22名 非常勤 8名
施設HP等	https://www.mayumi.ac.jp/mayumi



■ 併設する児童発達支援事業所

施設類型	児童発達支援事業所
施設名称	マープルハウスまゆみ

2. インクルーシブな保育の具体的な取組内容

認定こども園まゆみは、施設内に児童発達支援事業所「マープルハウスまゆみ」が併設されており、障害の有無にかかわらず、認定こども園における一体的な環境の中で一人ひとりの主体的な保育活動を展開している。「すべてのこどもが真ん中」という方針のもと、専門的支援が必要なこどもも認定こども園で集団のかかわりを経験しながら、それぞれの力を発揮できる成長を目指している。児童発達支援事業所における療育の場が孤立した環境にならないよう、認定こども園の職員と多職種の連携により必要に応じた個別の関与や遊びを検討しつつ、特性あるこどもも受け止める「インクルーシブな保育」に努めている。「マープル」とは、「原石」のこと。「特性を持ちながらも、それを活かし、原石を磨きつつ自分らしく輝いて生きていけるように」との思いが込められている。

ーインクルーシブな保育の取組状況を確認するための6つの観点ー

1. 組織的観点（理念・方針等）

- ▶時代とこどもの変化に応じた理念の見直し
- ▶事業計画への反映や研修による理念の理解促進

保育の体制整備に係る観点

2. 環境整備の観

- ▶玄関や多目的ホールの共有によるこどもたちの自然な交流環境
- ▶専門的支援環境の提供
- ▶ユニバーサルな保育の強化

3. 保育提供体制の観点

- ▶児童発達支援事業所とも連携したチーム保育体制
- ▶研修と事例検討会による職員の専門性向上



4. 保育の内容の観点

- ▶個別指導計画の立案と見直し
- ▶きめ細やかなPDCAサイクルによる保育計画の実践
- ▶児童発達支援事業所との共同運営・連携による柔軟なグループ編成
- ▶キーパーソンを介した丁寧な接続連携
- ▶児童発達支援事業所職員との密な情報交換による個々の特性への配慮

6. 保護者や地域との交流の観

- ▶保護者のこどもへの理解を促すかわり
- ▶保護者交流会による情報交換

5. 連携の観点

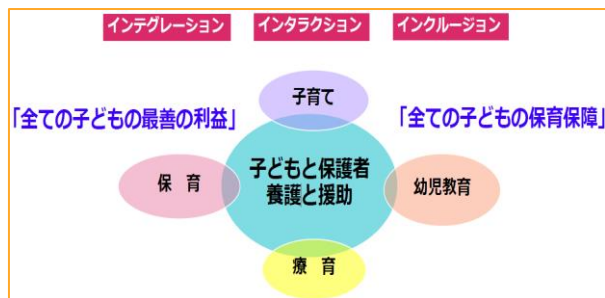
- ▶支援状況シートによる小学校への情報提供（就学支援）
- ▶地域支援・相談支援

保育実践に係る観点

3. 園が目指すインクルーシブな保育の状態

園が目指すインクルーシブな保育

- すべてのこどもの保育を保障している状態がインクルーシブな状態であると考えており、障害のあるこども・障害がないこどもも共にこどもの生活を中心とした保育を目指している。
- 認定こども園と児童発達支援所が一体的となるような、一貫性をもった運営体制の構築を目指しており、実現のために「インテグレーション」「インタラクション」「インクルージョン」の3つのキーワードを掲げている。



4. インクルーシブな保育の体制整備について

観点1：組織的観点

理念

- 「子どもたちの未来を明るく照らすために、どんな小さな一歩も大切にしながら日々の保育に取り組むことが私たちの使命です。ここに集う全ての人たちが子ども中心に心地良い時間を共有し、穏やかな幸せを感じる事ができる居場所作りを一番大切に考えています。」

理念の背景

- 平成13年に幼稚園にも保育園にも共通する理念、「子どもたちの芽生え、健やかに育てよう」を柱に学園の使命として「地域のみんなで子育てを応援する！学校法人まゆみ学園」という方向性を築いた。

理念を浸透させるための取組や工夫

① 時代とこどもの変化に応じた理念の見直し

- 理事長と各施設長と一緒に、その時代とこどもの変化に応じて理念を見直している。当初は、保育と幼児教育を中心だったが、地域のニーズや施設の機能拡充に伴い、理念の考え方も広がっている。

② 事業計画への反映や研修による理念の理解促進

- 学校評価にも対応する形で、事業計画にも理念を反映させることで、各部門が理念に基づいて年間評価や次年度の計画の重点目標設定等を行っており、法人全体の仕組みの中に理念を浸透させる工夫を取り入れている。また、理念について、理事長から年度初めの職員研修のほか、毎年複数回行われる学園研修において、職員に対する説明により理解を促進している。

観点2：環境整備の観点

園舎のつくりにおける特徴・工夫

① 玄関や多目的ホールの共有によるこどもたちの自然な交流環境

- 認定こども園と児童発達支援事業所の玄関を一つにして、多様なこどもが分け隔てなく交流できる環境を作っている。園の中心に位置する多目的交流ホールは、認定こども園、児童発達支援事業所、地域子育て支援センターがーか所で交流できる結節点となっており、各施設のこどもがー体となって活動を行うことができる。また、玄関が共通のため、認定こども園に通園するこどもと、他施設のこどもや大人が同じ空間で交差しやすい環境となっている。

② 専門的支援環境の提供

- 併設する児童発達支援事業所の防音室では作業療法士との個別のトレーニング・心理士による発達検査や個人面談を実施している。防音となっているため、そのこどもの能力をより発揮できる。また、観察室では片側の壁がマジックミラーになっており、個別の療育の様子の見学ができるようになっている。



③ ユニバーサルな保育の強化

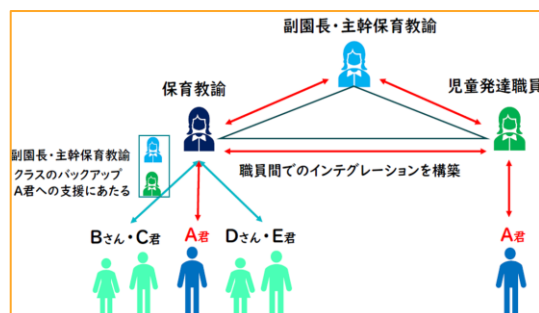
- ・「ユニバーサルな保育」を志向し、写真付きスケジュール表やシールによる手順管理を導入するなど、こどもの特性にかかわらず全員が活用できる工夫を強化している。これらの工夫は、海外の保育事例を参考に、日本の制度とのギャップで埋める試行錯誤の中で生まれている。
- ・職員同士がコミュニケーションを図りながら保育ができる環境設計として、多目的の交流ホールを中心に全体が見渡せるオープンスペースとなっており、各施設の職員間の動線がつながるようにしている。そのため、日々の保育の中での困りごとを所属施設にかかわらず誰にでもすぐに相談したり協力できる環境は、保育の質向上にもつながっている。

観点3：保育提供体制の観点

職員配置の工夫と専門性の向上

① 児童発達支援事業所とも連携したチーム保育体制

- ・障害のあるこどもへの対応において、職員を「一人のこどもへの専属」とせず、園全体を見るチーム保育全体としてカバーしている。担任の保育教諭は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を基本とし教育課程を編成。就学までに育てほしい、「その子の10の姿」をとらえながら、クラスを運営している。
- ・保育教諭と副園長・主幹保育教諭、児童発達事業所職員が連携することで、障害の有無にかかわらず認定こども園との一体的な環境で一人ひとりの主体的な保育を展開していくことができる。



② 研修と事例検討会による職員の専門性向上

- ・園内では、通園するこどもへの対応力向上に役立つテーマを選定し、定期的実施している。研修テーマは、こどもの理解と環境の選び方、必要なかわり、就学や自立に向けて、認知特性について、ペアレントトレーニング、療育全体、愛着障害などがある。研修は、専門の外部講師の招聘するほか、Web会議システムも利用している。
- ・非常勤である臨床心理士と「事例検討会」を実施している。
- ・園外研修では、福島県や二本松市等が主催する研修に参加している。
- ・保育時間中に参加できない職員のために、研修共有システムを用いて、研修内容を共有している。

5. インクルーシブな保育の実践について

観点4：保育の内容の観点

個別指導計画の立案と見直し

- ・併設された児童発達支援事業所において、療育支援を受ける場合は、児童発達支援事業所において個別支援計画を作成している。認定こども園では、クラス担任を含めたモニタリング会議を行い、個別支援計画の内容を参考に、臨床心理士からの助言も取り入れながら、保護者とも共同で個別指導計画を作成している。計画の見直しは半年に一度行っている。

保育内容における工夫

① きめ細やかなPDCAサイクルによる保育計画の実践

- ・毎日午前と午後の2回ミーティングを実施している。朝は職員全員で、その日のスケジュールを確認しており、14時にはこどもの状況を共有するためのミーティングを行う。参加者は各部署の代表者が必須参加で、その他手が空いている職員（休憩している職員以外）が任意で参加している。振り返りも午後に行い、振り返り内容をPCに記入している。当日共有された課題を踏まえ、17時までにそれら課題を踏まえて明日以降のスケジュールを計画している。



② 児童発達支援事業所との共同運営・連携による柔軟なグループ編成

- ・ 認定こども園と児童発達支援事業所の活動を自由に行き来できる体制が整っており、「抜きたい子は抜けてもいい」「戻ってきたらいつでもおいで」という柔軟な保育方針が特徴的である。
- ・ 特性のあるこどもが他のクラスに合流したり、年長児が下のこどものお世話をするなど、柔軟なグループ編成を行っている。また、専門的支援が必要なこどもが認定こども園で集団のかかわりを経験しながら、それぞれの力を発揮できる成長を目指している。

③ キーパーソンを介した丁寧な接続連携

- ・ 1日の中で児童発達支援事業所と認定こども園の両施設を利用する場合、切り替えがうまくできないこどもがいる。その場合には、両施設にこどもが信頼できるキーパーソンとなる職員を配置することにより、利用施設が変わるタイミングには、こどもが次の活動場所に慣れるまで、キーパーソンの職員が寄り添っている。これにより、こどもはスムーズにそれぞれの施設の活動に入っていくことができる。また、両施設のキーパーソンの職員同士がこどもの様子を情報共有し、連携を図っている。

④ 児童発達支援事業所職員との密な情報交換による個々の特性への配慮

- ・ 療育の場が孤立した環境にならないよう、認定こども園の職員と多職種の連携により必要に応じた個別の関与や遊びを検討しつつ、特性のあるこどもも受け止める「インクルーシブな保育」に努めている。
- ・ こども一人ひとりが力を発揮できるように、集団の場にながらも個々の特性に配慮された環境がある。
- ・ 自然にかかわる遊び、体を動かすような活動を多く取り入れるようにしている。

観点 5：連携の観点

小学校との連携および地域支援・相談支援

① 支援状況シートによる小学校への情報提供（就学支援）

- ・ 保護者への就学相談の説明時に、「支援状況シート」を保護者と認定こども園の担当職員と児童発達支援事業所の療育担当職員が共同で作成している。
- ・ 毎年2月から3月に小学校の先生が来園しており、療育担当も同席して引継ぎを行う。その際、作成途中の「支援状況シート」も活用しており、完成したものは後日、保護者が就学先の小学校に提出している。
- ・ 特別支援学級に進学するこどもの場合は、入学式前に特別支援学級の先生と顔合わせや、入学式の練習をする機会があるため、その時に保護者の方から説明も加えつつ、提出する方法を取り入れている。
- ・ 今年度は、就学後に小学校の学級見学と担任の先生との情報共有を行っており、就学後のこどもの様子を把握することができたため、今後の参考になっている。

② 地域支援・相談支援

- ・ 児童発達支援管理責任者（児発管）がソーシャルワーカーの役割を果たし、保健師、相談支援、家庭児童相談員と連携しており、必要に応じて専門機関の紹介を行っている。



観点 6：保護者や地域との交流の観点

保護者との交流および保護者支援

① 保護者のこどもへの理解を促すかわり

- ・ 行事ではスマートフォンやビデオカメラ持参される方も多いが、カメラを通してではなく、ご自身の目でこどもの姿を見ていただいたり、拍手を送ってもらい、保護者自身がこどもの育ちを受け止めて心に焼き付けてもらうことも大切だと考えている。
- ・ こどもの成長発達に関して理解を深めていただくために、こどもの成長発達について幼児期の終わりまでで半年ごとに区切り視覚化したパネルを使用し、今どの成長発達段階なのかを説明している。
- ・ 障害のあるこどもの場合には、保護者を理解した上で信頼関係をベースに関わることを大事にしており、保護者の立場に寄り添いながら保護者がこどもに向き合える環境を整えている。



② 保護者交流会による情報交換

- ・ 保護者同士のコミュニケーションの場・情報共有の場として、「マール懇談会」を年に2度実施しており、認定こども園の保護者で、こどもの育児・発達に不安を感じている保護者の参加も可能である。

③ 保護者支援

- ・ 保護者から認定こども園に相談があった場合には、認定こども園の職員と児童発達支援事業所の職員が共同で対応している。送迎の際にコミュニケーションの中で相談を受けることもある。
- ・ 保護者からは、こどもの様子や対応について、家庭内での困りごとの相談がある。例えば、排泄、癇癪、食事、言葉、不器用さ、落ち着きがない、切り替えの困難さなどがある。その場合は、家庭での様子を記録にとっていたり、どのような場面でそのような行動がでているのかを具体的に教えてもらい、対応方法を助言している。
- ・ 家庭内での対応が難しい状況が継続する場合には、保育教諭と副園長・主幹保育教諭、児童発達支援事業所職員から園長へ保護者面談の実施について相談し、タイミングをみながら保護者面談を行っている。保護者がこどもへの理解を深め、自信をもって対応ができるよう、ステップを踏みながら丁寧に対応を進めている。保護者が子育てに自信がもてるようになることも大事にしており、いつでもどこでも相談できるようにしているため、認定こども園だけでなく、併設している児童発達支援事業所や地域・子育て支援センターとも情報を共有し、職員全員が相談対応できる体制をとって保護者支援を行っている。



6. インクルーシブな保育を実感される場面

保育者の声



- ・ 「マールハウスまゆみ」の利用前は表情が乏しく不安な様子が見られていたが、利用し始めてから表情が明るくなり笑顔で登園できるようになった。クラスの活動の際に友達の様子を見ているだけだったが、「マールハウスまゆみ」に通所し始めてから「〇〇していい？」など自分からの発信が増えた。

こどもの姿



- ・ 「マールハウスまゆみ」の利用日を楽しみにしている。クラスに戻ったときにも生き生きと遊ぶ様子が増えた。クールダウンする場所として短時間だけ過ごし、気持ちを切り替えて戻っていくこどももいる。

保護者の声



- ・ 園生活の一部として「マールハウスまゆみ」を利用できて安心感がある。園の先生とマールの先生たちで情報共有が行われており、状況に応じた対応がされていることがありがたい。家庭でこどもが「ありがとう」や「〇〇していい？」というような発言をする機会が増えた。意思疎通が取りやすくなった。

専門職の声



- ・ 認定こども園、地域・子育て支援センター、児童発達支援事業所が同じ空間にあり、利用者さんも見学する際、認定こども園の活動や児童発達支援事業所の活動などイメージしやすいので紹介しやすい。

7. 併行通園をするこどもへの対応の工夫

併設する児童発達支援事業所に併行通園するこどもへの支援

① 認定こども園まゆみの一体的・一貫的保育

- ・ 併設している児童発達支援事業所で療育を受けているこどもの場合、児童発達支援事業所に通所している以外の保育時間は、認定こども園のクラスで過ごしている。個別支援計画を基に、認定こども園の担任・児童発達支援の職員・副園長・主幹保育教諭で情報共有しながら、就学までに育ってほしい“10の姿”をとらえ、クラスにてさまざまな保育活動を実施している。クラス運営は、担当保育教諭を中心に行っているが、こどもの支援に、児童発達支援の職員・副園長・主幹保育教諭がバックアップしている。

② 個別支援計画の作成と見直し

- ・ 児童発達支援事業所では、児童発達支援事業所の職員だけでなく、認定こども園のクラス担当職員も交えて、こどもの状態、特性について話し合い、療育の利用回数等について決定を行う。また、半年に一度面談の機会を設け、個別指導計画の見直しを行う（※個別支援計画の見直しの際には保護者・児童発達支援事業所職員・認定こども園のクラス担当職員が出席するほか、状況によって保健師・家庭児童相談員も出席する）。その際に園でのこどもの様子も踏まえ、療育支援の回数についても見直しを行う。

8. 児童発達支援事業所との併設・交流による良い点

認定こども園と児童発達支援事業所の連携による良い点

- ・ 認定こども園と事業所が毎日の職員会議で障害のあるこどもの様子や過ごし方を共有し、そのこどもへのかかわり方や支援の方法について一緒に検討することで、実践の中で発生した課題を随時解消することができる。例えば、A君は、認定こども園のクラスの集まりに参加できず、立ち歩いたり担任の近くから離れられなかったり、ほかのこどもを押し倒しながら移動する姿があった。その際、友達とトラブルになり手がでてしまうことが多々あった。職員側の対応として、児童発達支援事業所の職員と認定こども園のクラス担任で情報共有し、原因と対応策について協議した結果、トラブルは減少し、クラスの活動に安心して参加できるようになるだけでなく、周りのこどもも落ち着いて活動に参加できるようになった。
- ・ 保育教諭が障害のあるこどもに対して抱えている困り感を療育職員が代弁することで、保育教諭が障害のあるこどもについてより深く理解できる。
- ・ こどもの成長に関する情報を共有でき、園の職員と療育の職員で困り感を共有し、共通認識のもとこどもの特性に配慮したかかわりを目指すことができる。
- ・ 保護者からの相談体制が整う。
- ・ 園の姿・療育中の様子や姿を実際にみることができる。

児童発達支援事業所での実践

- ・ 特性のあるこどもの安心基地の役割をもっている。
- ・ 集団生活における困り感やサポートも保育として支援している。
- ・ 自園での事例検討会の開催や障害・特性に対する研修会の参加している。
- ・ 定期的にモニタリング会議に認定こども園職員も出席し、個別支援計画を立案している。
- ・ 児童発達支援事業所の利用の有無にかかわらず、保護者面談を行い、相談体制を構築している。

9. インクルーシブな保育の取組推進において重要と考えること・課題と感ずること

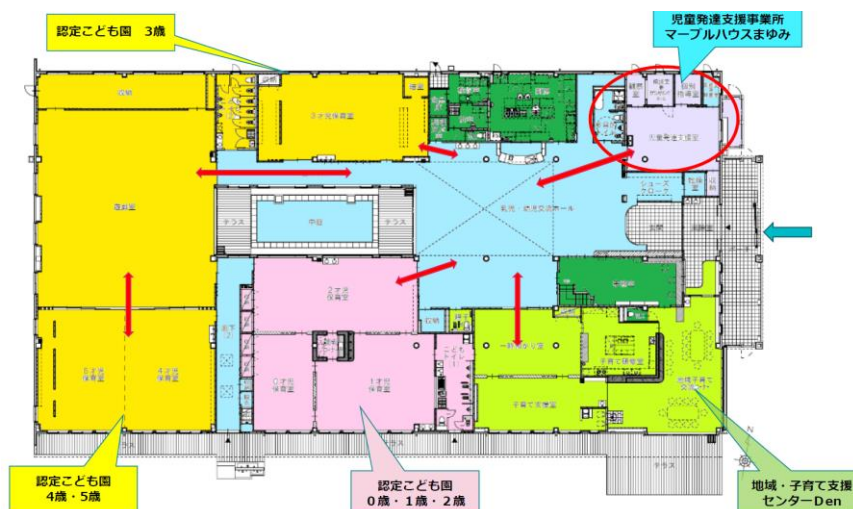
取組推進として重要なこと

- ・ こども中心の保育を実現するために、施設の全職員がチームとして施設のすべてのこどもたちにかかわる中で歩むことが大切と考える。
- ・ 多職種連携も重要であり、お互いの専門性のぶつかり合いではなく、「インタラクション」（お互いがそのこども・保護者にも養育的豊かさの中でコミュニケーションを取りながら共に育つこと）が施設側の願いである。
- ・ 障害の有無にかかわらず、こども真ん中社会としての保育制度が必要であり、すべてのこどもの保育保障制度としてインクルーシブな保育が進むことが重要と考える。

取組推進としての課題

- ・ 職員の確保や多職種の雇用などに必要な人的経営基盤（財源）の充実が課題と感ずている。

【参考】園舎レイアウト



3. 甘露保育園_【施設併設型】

1. 基本情報

施設類型	認可保育所
運営法人名称	社会福祉法人上田明照会
施設名称	甘露保育園
所在地	長野県上田市
事業開始年	1926年
開所日・時間	月～土 7:30-18:30
定員数	保育所90名
障害児在籍数	3名
職員数	常勤 20名 非常勤 11名 その他 2名
施設HP等	https://ueda-meishoukai.or.jp/kanro/



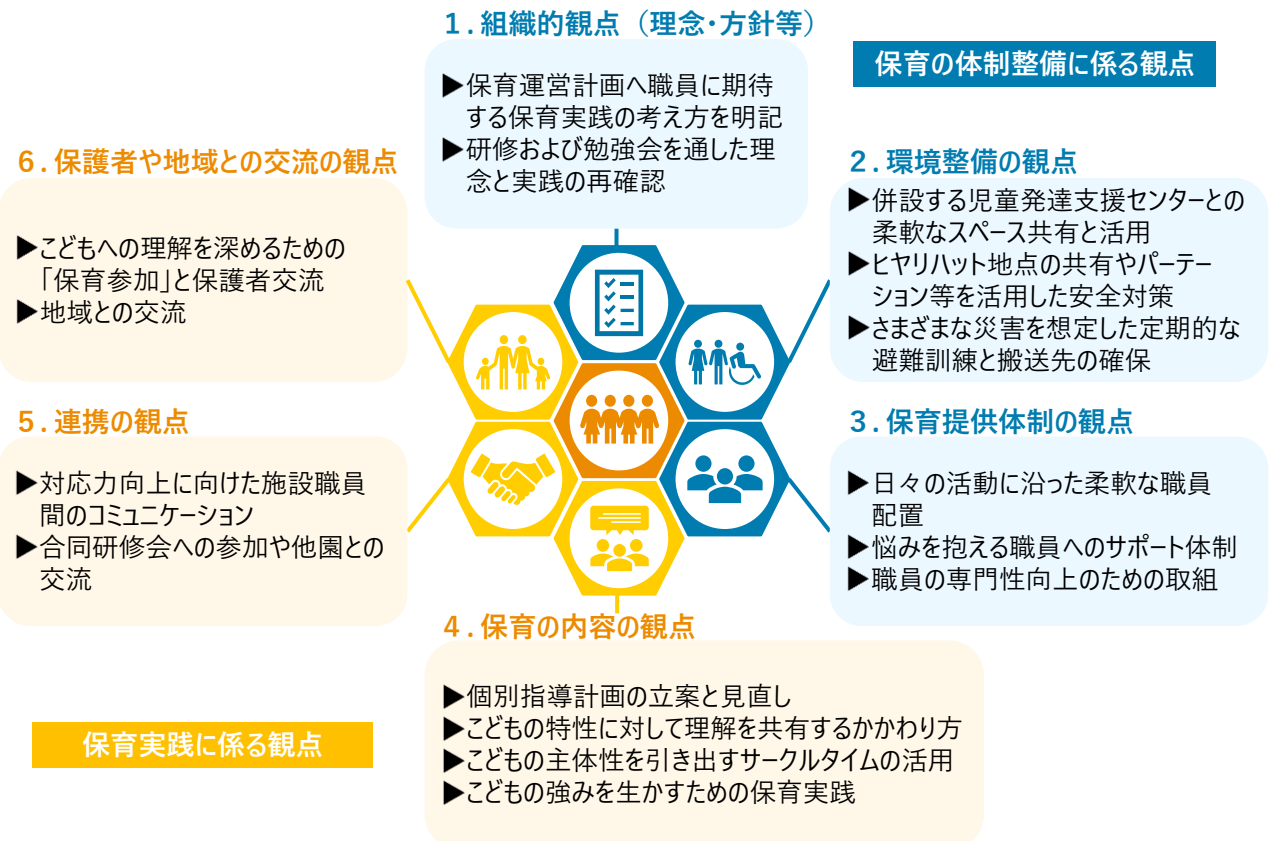
■ 併設する児童発達支援センター

施設類型	児童発達支援センター
施設名称	蓮の音こども園

2. インクルーシブな保育の具体的な取組内容

甘露保育園は、「明るく、正しく、仲よく」という理念のもと、併設された児童発達支援センターと協働した発達支援、根拠に基づく保育実践により、すべての子どもがお互いの多様性を尊重し、安心して過ごせる環境を提供している。保育所と児童発達支援センターは、合同で障害児支援に関する研修や学習会を実施することにより、保育のスキルと障害児支援の専門性の向上を図っており、それらを活かして、障害のある子どもの強みを生かせるような遊びの工夫等を行うなど、インクルーシブな保育を実施している。また、保護者との交流や地域との連携を大切にすることにより、園の方針について、周囲に理解していただけるよう努めている。

－インクルーシブな保育の取組状況を確認するための6つの観点－



3. 園が目指すインクルーシブな保育の状態

園が目指すインクルーシブな保育

- ・「こどもはこどもの中で育つ権利がある」という前提のもと、こどもたちの最善の利益を目指している。
- ・保育所に併設している児童発達支援センター「蓮の音こども園」との連携により、障害の有無にかかわらずすべてのこどもが共に過ごす環境を提供できる点が強みである。職員間の研修やノウハウの共有を通じて、専門性と対応力を高め、柔軟で包括的な保育が実践できる。

4. インクルーシブな保育の体制整備について

観点1：組織的観点

理念

- ・「明るく（素直で明るく命を大切に）」「正しく（よく考え力いっぱい最後までやりとげる）」「仲良く（元気に生き生きと仲よく遊べるこども）」

理念についての考え方

- ・「こどもはこどもの中で育つ権利がある」という前提のもと、障害のあるこどもを含め、こどもたち一人ひとりの特性を理解することを大事にしている。こどもたちがお互いを知り合いながら成長することを重視している。

理念を浸透させるための取組や工夫

① 保育運営計画へ職員に期待する保育実践の考え方を明記

- ・保育運営計画には、保育所と児童発達支援センターに通うこどもたちが、障害の有無にかかわらず同じ屋根の下で「共に育ちあう」考えに基づき、もともとある強みを活かしかう思考への転換、大人もこどもも自尊感情を大切に育み、互いに補い合いながら、居心地のよい環境を作り上げていくことを明文化することで、両施設の職員が共通認識のもとで保育を実践できるように意識づけている。

② 研修および勉強会を通した理念と実践の再確認

- ・新任研修に加えて、保育所内で職員が理念を共有する場を一年に一度設定している。保育現場では、職員が研鑽を重ねながら、日々の中で理念に基づいた保育の実践で難しさを感じたことや悩んだことなどを話し合っている。



観点2：環境整備の観点

園舎のつくりにおける特徴・工夫

① 併設する児童発達支援センターとの柔軟なスペース共有と活用

- ・同一建物内に児童発達支援センターが併設しているため、保育所と児童発達支援センターの保育室や園庭、プールなどを共用しており、基本的に障害の有無にかかわらずすべてのこどもが利用でき、こどもたちが安心して過ごすことのできる多様な環境を提供している。また、併設するおもちゃ図書館なども交流の場となっている。
- ・両施設は自由に行き来できるようになっており、スペースも活用できるが、児童発達支援センターの感覚統合の部屋など特定の設備はスケジュールを共有し、工夫しながら活用している。こどもの特性やニーズにあわせて利用することもあれば、未満児などで運動発達が気になるこどもがいる場合は、保育所の職員が理学療法士や作業療法士の専門職に相談して利用することもある。

② ヒヤリハット地点の共有やパーテーション等を活用した安全対策

- ・遊具は毎日点検し、月1回全体の安全点検・内部点検を行っている。そのほか、園庭で目が行き届きにくい場所を職員が把握し、こどもが怪我しやすい場所などのヒヤリハット地点がある場合には、その場所を職員間で共有している。飛び出して危険な場所にはパーテーションを立てるなどの工夫もしている。ヒヤリハット・事故が起きた際は、ヒヤリハット・事故報告書を作成し、法人内の委員会、要望・リスク・事故防止委員会に報告している。委員会は定期的に開催している。



③ さまざまな災害を想定した定期的な避難訓練と搬送先の確保

- ・ 上田市に避難確保計画兼非常災害対策計画を作成して提出しており、毎月の避難訓練と年1回消防署との合同避難訓練も実施している。児童発達支援センターに通所することも必要な場合、緊急搬送先の医療機関の確認も行っている。そのほか、安全計画、自然災害時における業務継続計画、各種感染症発生時における業務継続計画、BCPマニュアルも作成している。

観点3：保育提供体制の観点

職員配置の工夫と専門性の向上

① 日々の活動に沿った柔軟な職員配置

- ・ 職員の配置は、毎日の活動内容や状況に応じて柔軟に変えている。各クラスで指示役となる主任クラスの職員が状況に応じて職員配置のバランスを考え、臨機応変に対応している。加配保育士は2名いるが、こどもの成長発達にともない、4月の入園後とは配置の状況も変化する。はじめはクラス担任と一緒に活動し、ルールのある遊びではルールと一緒に確認して約束してから始めたりするが、徐々にこどもが慣れてくると、見守りする形でこどもが遊べるようになるため、障害のあるこどもとそのほかのこどもと一緒にみる保育体制へ変わっていく。
- ・ 児童発達支援センターとは毎日、午睡時間前までクラス交流をしている。児童発達支援センターの職員は基本的に担当しているこどもの様子をみているが、両施設のこどもが一緒に遊んでいるところでは、両施設の職員が協力して、保育している。医療的ケアが必要なこどもが交流する際には、看護師が付き添っている。

② 悩みを抱える職員へのサポート体制

- ・ 特別な配慮が必要なこどもの対応に苦慮して落ち込んでしまうなど、悩みがある職員がいる場合には、内容に応じて園内の適切な会議で共有し解決に努めている。職員個人へのサポートも行いつつ、内容によっては全体に共有して対応を考えていくこともあり、園全体で職員をフォローする環境を整えている。
- ・ メンタルヘルス対策としても、ストレスチェックを年1回実施しており、必要な場合は実施者の担当看護師が個別フォローも行っている。



③ 職員の専門性向上のための取組

- ・ こどもたちの特性を理解することが大切であると考えているため、保育所と児童発達支援センターの職員間においても交流を重ね、保育と障害児支援の双方の視点からこどもの様子を共有するようにしている。また、研修を行い、こどもがお互いを知ることの重要性を再確認している。
- ・ 児童発達支援センターが主催する学習会に参加し、小児科医・公認心理師・専門訓練士から疾患や障害の特性などについての講義を受講するほか、障害のあるこどもについてのケース検討などを行い、職員の専門性の向上に努めている。今年度の研修は3回実施している。
- ・ 同一法人であるため、両施設間では職員の交流だけでなく、人事異動もあり、保育所と児童発達支援センターの両方を経験する職員もいる。職員間の交流や異動により、保育所において発達支援に関する専門性の蓄積ができてきている。



5. インクルーシブな保育の実践について

観点4：保育の内容の観点

個別指導計画の立案と見直し

- ・ 併設する児童発達支援センターから保育所へ移行することもについては、児童発達支援センターで作成した個別支援計画やモニタリング報告書の情報を引き継ぎ、それを参考に個別の指導計画を作成している。具体的には、移行の検討段階で、現在の状況把握のため、保育所職員が児童発達支援センターのモニタリング会議への同席、児童発達支援センターでの支援内容の聞き取り等を行い、個別の指導計画の作成の参考にしている。



保育内容における工夫

① こどもの特性に対して理解を共有するかわり方

- 職員がこどもたちの特性を理解することが大切であるため、両施設の職員同士で密に交流を重ね、研修を行い、こどもがお互いを知ることの重要性を再確認している。
- こどもたちが障害のあるこどもの行動に疑問を持ったとき、その特性をわかりやすく説明することを徹底している。例えば、散歩中に障害のあるこどもが疲れて機嫌が悪くなった際や、遊んでいる際に泣いている場合など、その気持ちと行動の理由を説明すると、周りのこどもたちは気づくことができる。
- このような関わりを通じて、こどもたちの学びにもつながっている。また、小さな頃から一緒に過ごしていると疑問が芽生えてくる場面があるので、その機会にわかりやすく伝えることが重要と考えている。紙芝居を使って、こどもたちに障害のあるこどもについて知ってもらおう工夫もしている。



② こどもの主体性を引き出すサークルタイムの活用

- 2～3年前にサークルタイムを取り入れたことで、よりこどもの主体性を引き出しやすくなっている。導入当初は幼児を対象としていたが、未満児でも取り入れている。サークルタイムには、相手の意見を否定しないというルールがあるため、こどもたちが意見を出しやすく、周りのこどもの意見もよく聞くようになった。また、何かを決めるときも、みんなで話し合って決めている。障害などの特性があっても意見を求められたときに言えずに黙り込んでしまったり、言えないこどもの場合には、職員が話の内容をイラストや文字で書き起こしたり、選択肢を伝えるなど個別にサポートをしている。
- 例えば、行事でやりたい種目ややりたいことを決める場合に、複数の意見が出たときは、保育士から「じゃあ、どうする？」という投げかけをすることで、こどもから「ああしよう」「こうしよう」と意見が出てきて、さらにみんなで考えて一つの目的にしていく。最終的にどうやって決めるかもこどもたちで考えている。サークルタイムは、小さい頃から自分の意見を言っても大丈夫、考えて発言しながらみんなの気持ちを理解していくことが学べるため、小学校就学に向けて大事な取組と感じている。また、保育士も声かけやサポートを通して、意識変容と対応力向上につながっている。

③ こどもの強みを生かすための保育実践

- 特性により、普段は周りのこどもと馴染むことが難しいこどもがいた場合、そのこどもの強みを生かせるような遊びを取り入れることで、こどものよい面が周りのこどもに伝わるような工夫をしている。例えば、そのこどもが折り紙が得意とわかったら、折り紙の遊びを通じて、ほかのこどもと一緒に遊ぶことができるようになることもある。
- こどもの自己肯定感を高めるために、こどもが何か小さなことでも達成したときは認めて褒めるようにしている。児童発達支援センターにはそういった声かけを得意とする職員も多く、保育所職員も声かけの仕方の参考にしている。

観点5：連携の観点

職員間および他園との連携

① 対応力向上に向けた施設職員間のコミュニケーション

- 保育所内の職員同士のコミュニケーションのほか、併設している児童発達支援センターとの定期的な交流により連携を強化している。保育所と児童発達支援センターの交流担当の間で会議を1～2か月に一度開催している。児童発達支援センターの職員が障害のあるこどもへの保育実践の中で培った知見を保育所の職員に対して共有することで、両施設の職員の対応力を向上させている。
- 保育所と児童発達支援センターにおける人事異動の中で、それぞれの専門性を理解しつつ、気軽に相談できる関係を構築できている。日常的に職員間でコミュニケーションをとることができている。

② 合同研修会への参加や他園との交流

- 児童発達支援センターが主催する研修会には、市内の保育連盟から参加があるほか、保育所職員も一緒に参加し、意見交換や交流をしている。
- 令和7年度はフィールド研修の実践園として研修を開始する予定である。他園の実践からこども理解を深め、一人ひとりの主体性を尊重した保育を学び合える機会にしたいと考えている。



保護者や地域との交流

① こどもへの理解を深めるための「保育参加」と保護者交流

- ・ 入園前の保護者説明会において、保育所と児童発達支援センターのこどもと一緒に遊ぶことに関して説明するだけでなく、実際の交流現場を見学してもらうことにより、入園前に園での生活環境を理解していただいている。
- ・ 保護者が保育士体験をする「保育参加」を年間通して実施し、保育所の理念や方針を理解してもらうよう努めている。「保育参加」は幼児組の保護者を対象に、こども 1 人につき年 1 回実施され、保護者はこどもと一緒に登園し、午前中の活動や昼食までを体験している。「保育参加」には児童発達支援センターに通うこどもの保護者も参加することがある。
- ・ 保護者は保育士体験を通じて、こどもが園庭で遊ぶ姿や、児童発達支援センターから交流に来ているこどもたちともふれあい、一緒に遊ぶことを通してこどもへの理解を深めている。また、障害の有無にかかわらずすべてのこどもと一緒に遊ぶ姿を体感する機会となっている。

② 地域との交流

- ・ 地域に根ざした保育所として、未就園児とのかかわりや、子育て支援を促進している。



6. インクルーシブな保育を実感される場面

保育者の声



- 日常的にいろいろなこどもたちが一緒に遊んでいる。未満児からいろいろなこどもとふれあいができて、こどもたちが年齢があがることに、周りのこどもたちの様子をみながら「何をやると喜ぶのかな」という気持ちまで読めて、特性のあるこどもにかかわっている姿をみると、共生していくことの大切さや必要であることを改めて実感する。こどもたちが、「仲良く元気に」という理念にも沿った活動ができていていると感じる。

こどもの姿



- 小さい頃から障害の有無にかかわらずすべてのこどもと一緒に遊ぶ姿がみられている。自然にお互いの誕生日を祝いあったり、車いすに乗っているこどもの誕生日を隣のこどもが嬉しそうに拍手をしてくれる姿もみられる。一緒に過ごすことが当たり前の日常になっていることを日々の様子から感じられる。

保護者の声



- 一緒に遊ぶ中でさまざまなこどもがいることを知り、お互いを認め合えるこどもになってほしいと思っている。将来的に園庭遊びなどのときに、両施設のこどもたちが自然に混ざりながら遊んでいる姿を見て、お互いにどうやって遊べば楽しいのか考える機会が持てる環境があるのは親にとってありがたいと思っている。

7. 併行通園をするこどもへの対応の工夫

併設する児童発達支援センターに併行通園するこどもへの支援

(※現時点で併行通園するこどもは在園していない)

- ・ 併行通園するこどもの活動内容は、両施設と保護者が、相談支援担当者と相談して決めている。
- ・ 児童発達支援センターのこどもが、1 週間のうち 2 ～ 3 日を保育所に通うことが多い。通園先は時間ではなく、1 日単位で分けている。
- ・ 毎年、児童発達支援センターのこどもが保育所に通園先を完全移行するケースはある。
- ・ 年長児に児童発達支援センターから保育所へ移行したこどもには、自分から発言したり行動することが苦手だったが、就学後にクラスの中で自信をもって発言したり、先生の話を聞いて行動できるようになっていたこどももいる。児童発達支援センターや保育所で数年かけて自信をつけながら成長していくことが大事であり、そのためには、個別に丁寧にかかわりながら、少しずつ自信をつけながら集団での生活を経験していくことで、こどもたちの自己肯定感も育っていくと感じている。

8. 児童発達支援センターとの併設・交流による良い点

交流計画と交流方法

- ・ 保育所と児童発達支援センターのそれぞれの交流担当職員の間で、交流会議を1～2か月に1回開催している。また、園長やクラスの主任が参加する会議を年3回開催しており、実施活動の効果や今後の活動内容について議論している。
- ・ 毎朝登園後に、保育所のこどもが児童発達支援センターのスペースで遊ぶ時間を作ることで交流する機会を設けている。施設や空間を共有しているため、両施設のこどもと一緒に遊ぶ機会は自然と生まれている。施設の廊下でも両施設のこどもと一緒に遊ぶ様子も見られたり、児童発達支援センターの「感覚統合の部屋」で保育所のこどもも遊ぶことがある。屋外では、園庭で両施設のこどもと一緒に遊んだり、近くの公園と一緒に遊びに行ったりしている。
- ・ 以前よりも保育所のこどもたちが児童発達支援センターへ来るが増えてきた。児童発達支援センターのこどもが保育所で過ごす場合は、職員同士でこどもの特性や対応について共有しているほか、保育所のこどもに、障害のあるこどもの行動について理解してもらうために、保育士が作成した紙芝居を使い、障害の特性について分かりやすく説明している。
- ・ 両施設間での人事異動や日頃のコミュニケーションで、相互に相談しやすい関係を構築している。また、こどもたちは普段から職員のこどもへの接し方やかわり方をみているので、職員がこどもにとってのロールモデルとなっている。そのため、職員同士や職員とこどもの日々のかかわり方がこども同士の関係にも浸透し、交流が進む側面がある。

交流の良い点

- ・ こどもが交流の中で多くの学びや気づきを得られる。保育の知見を両園で共有できる。こどもの障害に関する専門性は全職員にとって必要であるため、知見を共有するためにも両施設でより密なコミュニケーションをとることが重要である。
- ・ 交流機会が毎日あると、ゲストという感覚ではなく、その状況が自然な環境として受け入れられやすくなる。例えば、はじめは特性のあるこどもと一緒に遊ぶのを避けていたこどもが、少しずつかわりが増えていくなかで、自然な形で受け入れていく姿みられる。
- ・ 日常の中で、職員が障害の特性があるこどもへのかかわり方をみて、周りのこどもたちが職員の真似をしながら手をさすったり、サポートする様子が見られ、自然に周りのこどもへ配慮できるようになっていく。
- ・ こどもたちはさまざまなこどもたちと一緒に過ごすなかで、葛藤があることもあるが、そういった葛藤も経験として重要である。例えば、集団生活の中では、自分の意見が通らなかったり、自分のタイミングややり方でできない場面も起こる。そういったときに、大人からの声かけには納得ができず動けないこどもも、仲の良い友達からの声かけなら聞き入れてくれることもある。集団での葛藤の経験が、相手のことを思いやる、意見を聞く大事さも経験として蓄積される。就学後はさらに大きな集団生活に入っていくため、保育所のなかでの経験が役に立っている。

9. インクルーシブな保育の取組推進において重要と考えること・課題と感ずること

保護者の理解

- ・ 障害のあるこどもの保護者の理解およびそのほかのこどもの保護者の理解は重要であり、保育所では入園前の見学時における説明や「保育参加」等の機会を設けて理解を得よう努めているが、継続して取り組むべき課題であると考えている。

さまざまな特性のこども同士の日常的な交流

- ・ 過去に児童発達支援センターと週に1回の頻度で交流していた時期があるが、それぞれの園のこどもがどこかゲストのようになっていた。毎日交流するようになってからは、自然と一緒に遊ぶ様子が見られている。幼少期からさまざまな特性のこども同士が日常的に交流することが重要と考えている。

こどもの特性の理解

- ・ こどもの特性を理解する取組、向上を目指して継続的に改善していく必要があると考えている。
- ・ 障害のあるこどももそうでないこどもも、いろんなこどもがいて当たり前と感じられる風土を地域全体で浸透させていきたいと考えている。

4. 認定こども園 風の谷こども園_【外部支援導入型】

1. 基本情報

施設類型	保育所型認定こども園
運営法人名称	社会福祉法人泉の園
施設名称	認定こども園 風の谷こども園
所在地	千葉県市川市
事業開始年	2008年
開所日・時間	月～金 7:15-19:15 土 7:15-17:15
施設HP等	https://kazenotanikodomoen.com/

定員数	現員：68名
障害児在籍数	3名
職員数	常勤 30名 非常勤12名 うち、加配保育士等 4名



2. インクルーシブな保育の具体的な取組内容

風の谷こども園では、障害のある人もない人も、すべてのこどもが「お互いに大事な存在」として、尊重し合う方針のもと、インクルーシブな保育を実践している。こどもだけでなく、親だけでなく、さらに地域の親子、地域のさまざまな方々を含め寄り添い、見守り、理解する努力を行い、尊重し合う環境を育んでいる。園舎は、ひのきの香りが漂う木造の園舎。保育環境の整備にも工夫が施され、医療的ケアが必要とするこどもも含めたすべてのこどもが安全な空間でのびのびと過ごしている。外部支援の活用や地域との連携も重視し、保護者や地域社会との関係強化を図っている。

ーインクルーシブな保育の取組状況を確認するための6つの観点ー

1. 組織的観点（理念・方針等）

- ▶ 全体計画と事業計画への明記
- ▶ 職員会議と年度末のまとめでの共有

保育の体制整備に係る観点

2. 環境整備の観点

- ▶ 多様な環境での育ちのサポート
- ▶ こども同士の交流が自然に生まれるランチルーム
- ▶ オープンな環境の提供
- ▶ こどもの生活動線を意識した安全への配慮

3. 保育提供体制の観点

- ▶ 医療的ケアが必要なこどもへの支援体制と柔軟な職員配置
- ▶ 看護師との連携によるこどもの健康管理体制
- ▶ 研修と専門性の向上

4. 保育の内容の観点

- ▶ こどもの変化に合わせた保育の計画、個別の指導計画の見直し
- ▶ コミュニケーションのサポート
- ▶ 多様性を尊重する風土の醸成
- ▶ 自然な環境と日常的な配慮
- ▶ 臨床心理士によるサポート
- ▶ 保育所等訪問支援の活用

6. 保護者や地域との交流の観点

- ▶ 配慮が必要なこどもについて事前の情報共有による保護者の理解促進
- ▶ 地域子育て支援センターとの連携

5. 連携の観点

- ▶ スマイルプランを通じた申し送りと小学校との連携（就学支援）
- ▶ 家族への相談、保育士への助言を行う市内の児童発達支援センターとの連携（包括支援）

保育実践に係る観点

3. 園が目指すインクルーシブな保育の状態

園が目指すインクルーシブな保育

- ・ 障害のある人もない人もすべてのこどもを個性として尊重し、一人ひとりがそのこどもらしく生活できる環境を提供している。キリスト教保育と子どもの最善の利益を理念に、保護者や職員がこどもたちを一人の人間として尊重し、保育を通じてお互いの成長を促し、豊かな人間関係を築くことを目指している。

4. インクルーシブな保育の体制整備について

観点1：組織的観点

理念

- ・ 「障害のある人もない人も、すべてのこどもたちが共に保育を受けることを当たり前とし、障害をもっていることを一つの個性として尊重している。一人ひとりがそのこどもらしく生活できる環境を提供すること。」

理念を浸透させるための取組や工夫

① 全体計画と事業計画への明記

- ・ 法人の全体計画や事業計画の中で、「子どもの最善の利益」を最優先に掲げることにより、職員全員に理念を周知し、共有している。法人全体で一貫した考え方をもち、各保育現場でも理念に基づき保育を実践している。

② 職員会議と年度末のまとめでの共有

- ・ 毎年3月に1年間のまとめと次年度の保育方針について話し合う場を設け、園長から新年度の保育の進め方の意向を伝えている。話し合いの中で理念を振り返り、理念に基づく保育の目標を立てることで浸透を図っている。



観点2：環境整備の観点

園舎のつくりにおける特徴・工夫

① 多様な環境での育ちのサポート

- ・ こども自身が身体の使い方や感覚を学ぶため、平らでない園庭や乳児室に滑り台などの工夫を取り入れ、こどもたちが自分で感知し、動けるような環境を提供している。身体的な能力を育み、安全につながる成長をサポートしている。単にバリアフリーを目指すのではなく、人と人が助け合う共助の精神を大切にすることで、共にこどもたちがどのような場所でも対応できるようになる。

② こども同士の交流が自然に生まれるランチルーム

- ・ 園舎の中心に共用のランチルームを設置しており、年齢クラス別に昼食をとっている。こどもがランチルームを通るたびに「今日の給食は何？」などと、給食室の担当に声をかけるだけでなく、親子やこども同士が交流する場所にもなっている。昼食時間以外では、各クラスが朝の礼拝に使ったり、遊びの場所として活用することもある。



③ オープンな環境の提供

- ・ 施設に併設した地域子育て支援センター「さかえ・こどもセンター」を利用し、保護者がこどもの育ちや保育の様子を観察できるオープンな環境を提供している。また、園庭は地域子育て支援センターの親子も自由に利用できるようになっており、こども園に通うこどもだけではなく、地域の大人やこどもが自然と一緒に過ごせるような環境となっている。

④ こどもの生活動線を意識した安全への配慮

- ・ 医療機器を必要とするこどもの場合、入園時や進級時などで利用する部屋が変わる際、事前に看護師や担当の保育士が動線を確認し、家具の配置や使用するタオル掛けの位置など、安全にこどもが移動できるように配慮している。

観点3：保育提供体制の観点

職員配置の工夫と専門性の向上

① 医療的ケアが必要な子どもへの支援体制と柔軟な職員配置

- ・ 医療的ケアが必要な子どもには職員が必ず付き添うこととしているが、クラス担任、フリーのスタッフ、看護師で役割分担を行っている。加配保育士等については、子どもの所属するクラスに配置されるが、担当する子どもは、職員を固定するのではなく、交代制として柔軟に関わりあっている。

② 看護師との連携による子どもの健康管理体制

- ・ 通園する子ども全員の健康状態を看護師が確認している。朝の時間帯に看護師が不在の時は、クラス担任が確認し、看護師と情報共有している。疾病によっては、その日の状態に応じて内服薬の調整が必要な子どもがいる場合は、どのような状態のときに保護者へ連絡するか事前に確認している。また、医療機器が必要な子どもについては、チェックポイントをまとめ、担当職員が定期的に確認するとともに、職員の交代時にも確認している。

③ 研修と専門性の向上

- ・ 主に医療的ケアに関する研修に、市川市が主催する研修や、全国で開催される研修に看護師が参加している。
- ・ 市川市内の研修では、医療的ケア児の集いに年1回、子ども発達センター主催の研修に年1～2回参加している。
- ・ 研修内容を園内で共有し、職員の専門性向上に活かしている。
- ・ 配慮が必要な子どもの保護者が、子どもの状態や特性などで気になることがある場合、年度初めに園に報告していただき、職員全員がその子どもに関して理解を深めている。



5. インクルーシブな保育の実践について

観点4：保育の内容の観点

子どもの変化に合わせた保育の計画、個別の指導計画の見直し

- ・ 子どもの成長に合わせて指導計画を随時見直している。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもの場合、定期通院で内服薬の変更、検査等の結果等に伴う主治医から新しい指示書が発行されたタイミングなどで、計画を見直している。

保育内容における工夫

① コミュニケーションのサポート

- ・ 配慮が必要な子どもに対しては、保育士が集団で説明したあとに、言い直して個別に伝えている。子ども同士のやりとりで伝わりづらいときは、担任が一言添えて相手がどのように思っているか、都度わかりやすく伝えている。保育者が子どもに対して丁寧な説明する姿を見ることで、相手の個性を理解し、尊重する姿勢を育んでいる。

② 多様性を尊重する風土の醸成

- ・ 園では縦割り保育を導入しており、年齢の異なる子どもたちが一緒に過ごすことで、自然に助け合いの精神が芽生える環境を作っている。医療的ケアが必要な子どもとほかの子どもたちが自然な形で同じ空間を共有し、互いに配慮しながら過ごすことで、多様性を理解し尊重する風土が育まれている。



③ 自然な環境と日常的な配慮

- ・ 医療的ケアが必要な子どもに対して、大人が付き添うことで、子どもが自由に動き回れるようにしている。子どもが集団の中で自由に過ごすことができると、ほかの子どもたちも自然にその状況に慣れ、特別視することなく一緒に過ごすことができる。また、周囲の子どもたちもその子どもの状況を理解し、自然に配慮するようになる。

④ 臨床心理士によるサポート

- ・ 園が直接契約する臨床心理士が毎月2～3回来園している。午前中は、保育の現場に入り、子どもの様子、子どもと保育士のかかわりを観察し、午後は、各クラス別に子どもの様子等についてフィードバックがある。子どもへの声のかけ方や援助の仕方の助言を受けている。小学校への就学を見据え、市川市の子ども発達センターへつなぐタイミングや保護者への伝え方なども相談している。保護者からの相談も受けている。

⑤ 保育所等訪問支援の活用

- ・ 市川市の保育所等訪問支援を活用し、年2回、市内にある児童発達支援センターから3か月毎に専門職の派遣を受けている。こどもへのかかわり方、保護者への説明の仕方などの助言を頂いている。

観点5：連携の観点

小学校および児童発達支援センターとの連携

① スマイルプランを通じた申し送りと小学校との連携（就学支援）

- ・ 配慮が必要なこどもや気になるこどもについて、保護者からの希望がある場合は、市川市の「スマイルプラン」を活用して学校に個別の申し送りを行っている。コロナ禍前は、学校見学や小学生との交流も実施していた。現在は学校紹介のDVDを年長クラスで担任と一緒に観ている。最近は小学校の教師が、1月か2月頃に来園し、保育の様子の見学と情報共有を行っている。

② 保育士への助言を行う市内の児童発達支援センターとの連携（包括支援）

- ・ 配慮が必要なこどもや気になるこどもについて、保育士への助言・指導および保護者との面談を一緒に行う。



観点6：保護者や地域との交流の観点

保護者および地域子育て支援センターとの交流

① 配慮が必要なこどもについて事前の情報共有による保護者の理解促進

- ・ 園では、こどもへの保護者の理解を深めることも重要であると考えている。こども同士はお互いを理解し、尊重したかかわり方をしているが、保護者のこどもに対する理解が不十分であると感じられる場面があった。そこで医療的ケアが必要なこどもや特性のあるこどもの保護者の希望があれば、年度初めの保護者説明会において、こどもの保護者からこどもの病気や特性、必要な支援および対応方法についての説明をいただく機会を設けるようにした。こどもの病気や特性について保護者から直接説明する時間をとることで、かかわりに変化が生まれた。
- ・ 保護者も医療的ケアが必要なこどもや特性のあるこどもに対して適切な理解と配慮を持つことができ、安心してこどもを預けることができる環境を整えている。

② 地域子育て支援センターとの連携

- ・ 園庭に併設された地域子育て支援センターを通して、地域の親子が園のこどもたちと一緒に遊ぶ機会を設けている。地域の親子がこどもの育ちや保育の様子を観察し、保育士のかかわり方を学ぶことができるオープンな環境を提供しており、この交流を通じて、地域全体でこどもの成長を支えるネットワークを構築している。



6. インクルーシブな保育を実感される場面

保育者の姿



- ・ 身体的な発達を支える大人として配慮すべき点を常に意識しながらも、対象児も周囲のこどもたちも同じように力が育まれていくよう手を出しすぎないようなかかわりを行っている。こどもとのかかわりの中で保育者自身もそのこどもに合った手立てを考えながら過ごしている。その中でこども同士のやりとりが行われるようになったり、そのこどもの良さを認め合う姿を見たときに実感する。

こどもの姿



- ・ 医療機器を見たこどもたちは、初めは「これ何？」と疑問を持って知ろうとする。その友達にとって大事なものであると聞くと、自然に医療機器を避けて歩いたり配慮しながら一緒に遊ぶ姿がある。
- ・ 目に見えない困り感のあるこどもには大人の仲介をきっかけに互いの個性を知り、かかわり考えることでこども同士の育ち合いにつながっている。

保護者の声



- ・ 「言葉で言い表せないここの雰囲気は、母のところに『安定』を与えています。」と保護者Aさん。
- ・ 「3年を経てこの成長は何か、周りからの刺激が良かった。」「特別な配慮はいらない。娘と一緒に生きてほしい。」「医療機器を付けた子がいてもその子はその子」と保護者Bさん。

7. 併行通園をすることもへの対応の工夫

児童発達支援事業所と認定こども園の役割分担

- ・ 児童発達支援事業所は、こども一人ひとりの苦手な部分を補う役割を担っており、認定こども園ではこどもが集団で過ごす中で人のかかわり方を学べる環境を作っている。

時間帯の調整

- ・ 児童発達支援事業所に併行して、午前中あるいは午後中に通園する。認定こども園では、十分な活動に参加できているため、当園での滞在時間が短くなることによる支障はない。

8. 外部支援の活用

こども発達支援センターとの連携

- ・ 市川市の保育所等訪問支援を活用し、市川市のこども発達センターから年に2回、専門職の派遣を受けている。専門的観点でこどもへのかかわり方、保護者への対応および説明の仕方についても助言をいただいている。また、こどもの就学に向けてのアドバイスや、こども発達センターにつなげる際のかかわり方についての助言等をいただいている。

臨床心理士による定期的な訪問と観察

- ・ 毎月、臨床心理士が認定こども園を訪問し、こどもの成長や発達を観察している。障害の有無にかかわらず、こどもの行動や感情の変化を細かく確認し、保育士に対して具体的な助言をいただいている。これにより、保育士は専門的な知識を得て、日々の保育に反映させることができる。

外部支援活用の良い点

- ・ 保育以外の専門的な視点を取り入れることで、保育士がこどもの行動や感情を深く理解し、適切な対応ができるようになる。特性のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもへのかかわり方について専門職の方にアドバイスをもらうことで、こどもとのコミュニケーションがよりスムーズになる。それがこどもの成長へつながるとともに、保育士とこどもがお互いに過ごしやすくなる環境の構築にもつながっている。

9. インクルーシブな保育の取組推進において重要と考えること・課題と感ずること

保育所等訪問支援の制度に関する情報提供の不足と認知度の低さ

- ・ 保育所等訪問支援制度の利用について情報提供が不足しており、周知する仕組みづくりが課題である。特に保育士と連携ができるように、事業を担うセンターの担当者不足を解消する必要があると考える。
- ・ こどもに発達の課題があると保育現場が気づいたときに、保護者に対してどのようにアプローチしていくかが課題である。

保育所等の現場保育士に対する依存に課題がある

- ・ 保育所等においては、専門職を含め多様な職種の加配ができる環境を整えることが課題である。

就学後登校拒否、いじめなどを抱えている

- ・ 小学校との連携については、互いに模索している状況である。小学校とは、就学前の情報交換だけでなく、就学後の情報交換も必要である。こどもが就学後に何かしらの課題を抱えた場合、そのこどもについて保育所と小学校が連携することが可能であるか探求できるとよい。

5. 經堂保育園_【外部支援導入型】

1. 基本情報

施設類型	認可保育所
運営法人名称	社会福祉法人杉の子保育会
施設名称	経堂保育園
所在地	東京都世田谷区
事業開始年	2006年
開所日・時間	平日 7:15-22:15 土曜 7:15-22:15 日曜・祝日 7:15-18:15
施設HP等	https://suginokohoikukai.com/
定員数	99名
障害児在籍数	10名
職員数	常勤 32名 非常勤14名 うち、加配保育士等 3名



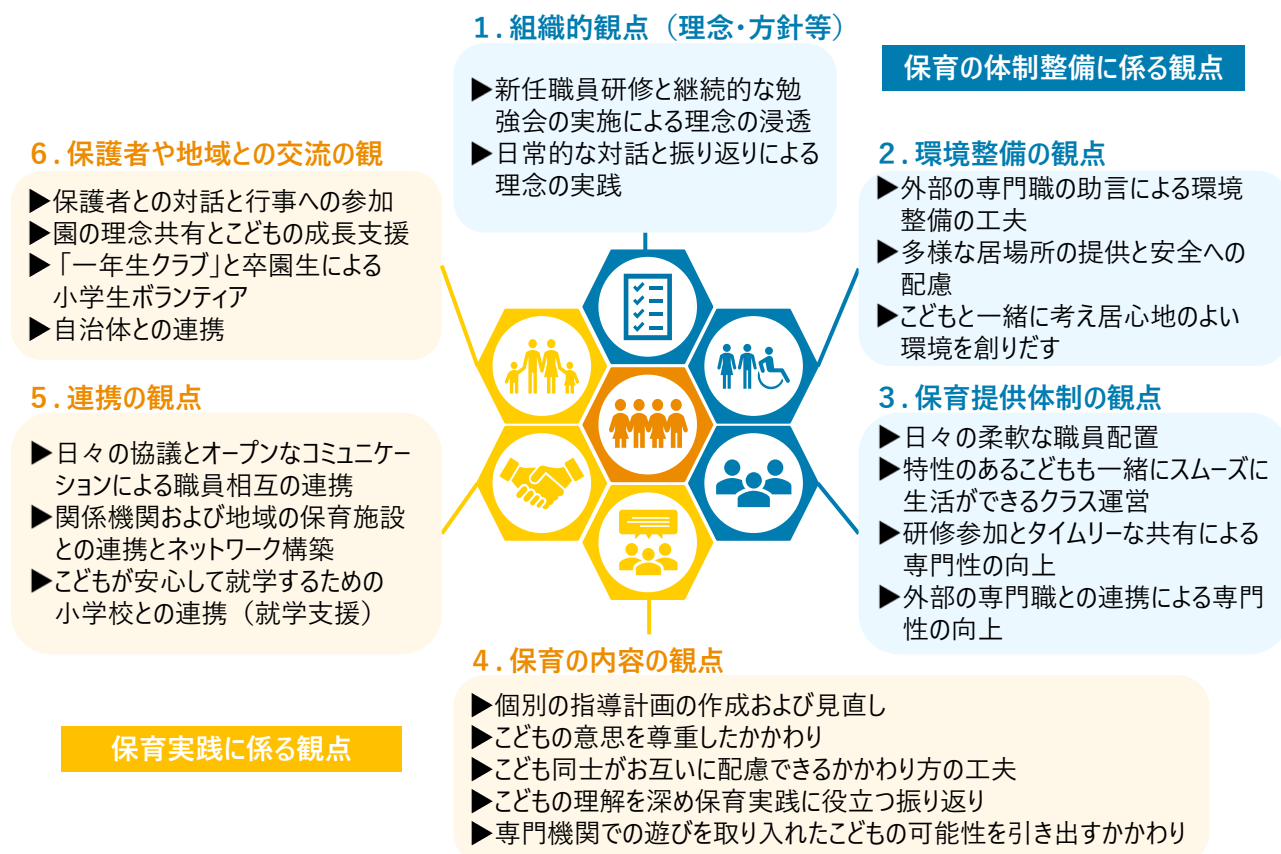
経堂保育園



2. インクルーシブな保育の具体的な取組内容

経堂保育園では、障害の有無や国籍を問わず、共に育つことを大切にすべてのこどもたちを受入れるインクルーシブな保育の実現に向けて取り組んでいる。職員は、悩みを分かち合い、その日のこどもの姿により、活動内容や保育者の配置を変更するなど多様な個性を柔軟に受け入れられる工夫をしている。職員の専門性向上のために研修や学習会を定期的実施し、ケース検討を行っている。また、行事や地域交流を通して保護者とのつながりや地域との連携も重視しており、誰もが安心して相談できる環境を整え、こどもたちの成長を支えるネットワークづくりを目指している。

－インクルーシブな保育の取組状況を確認するための6つの観点－



3. 園が目指すインクルーシブな保育の状態

園が目指すインクルーシブな保育

- 共に育つことを大切にし、障害や特性のあるこども、外国籍のこどもなど多様なこどもたちを受入れ、一人ひとりの可能性を引き出す柔軟な対応によるインクルーシブな保育を目指している。全職員と保護者が協力してこどもたちを育てる姿勢を持ち、そのこどもの特性と周囲の環境との間に生まれる障害の壁を理解し、異なるもの同士をつなぎ、豊かな自然環境を活用してこどもたちの自主性と人・もの・コトとがつながる関係性を育むことを重視している。

4. インクルーシブな保育の体制整備について

観点1：組織的観点

理念

- 「保育園からふるさとを創れ」「ともに育ち ともに生きる」

理念についての考え方

- 誰もが自分らしく周囲の人・もの・コトとつながり、いきいきと生きていける根っこを育むことを大切にしている。

① 新任職員研修と継続的な勉強会の実施による理念の浸透

- 新任職員には採用時に法人の理念を伝え、その理念を具体的に反映した保育実践の方向性についての研修を実施している。
- 正規職員だけでなく、短時間勤務の職員も含めて勉強会を実施し、理念の浸透を図っている。
- 理念を実現するには、こどもの障害や特性の受け止め方、こどもへの対応について、自分の中にある判断基準が障害となることがある。困難な場面に直面すると、自分の価値観や判断基準が優先されがちであるため、インクルーシブな保育や、誰もが笑顔で幸せになれる環境を実現するには、保育の本質を問い直し意識的に取り組む必要がある。そのため、勉強会では、事例をもとに、「あなたならどうするか」という問いかけを行い、それぞれの見解が異なることを理解しながら共有化を図り、実際の場面でどのような対応が適切かを学び合っている。

② 日常的な対話と振り返りによる理念の実践

- 理念の受け止め方は職員一人ひとりでも異なり、目の前のこどもに対する向き合い方もさまざまである。だからこそ、対話を重視しており、今の保育の在り方を問い直して、実践につなげていくことが重要と考えている。感じたことを対等に話し合えるような環境を大事にし、経験年数にかかわらず、お互いの考えや対応について学ぶことで、新しい気づきにもつながっていく。



観点2：環境整備の観点

園舎のつくりにおける特徴・工夫

① 外部の専門職の助言による環境整備の工夫

- 巡回支援の専門職から、生活環境にかかわる家具やものの配置、生活動線に関する配慮について助言を受けている。例えば、姿勢保持の筋力が弱いこどもには、筋力をつけるために、ある程度負荷のかかる椅子がよいなど、適切な椅子の選び方なども助言を受けて実践している。

② 多様な居場所の提供と安全への配慮

- 園はマンションの1階2階を利用していることから、ハード面での限界はあるが、限られたスペースの中でこどもたちが安心して過ごせる場を増やす工夫をし、生き物や自然物、「面白そう」「やってみたい」を引き出す素材や遊具を配置するなど環境整備を行っている。また、保育室とは別にこどもが落ち着いて過ごせる居場所を園内に設置し、こどもが自分の状態に応じて場所を選択できる工夫をしている。
- 園舎がL字型であり一部見通しに課題があるが、職員が連携しあうことで、こどもが居心地よい場所とを感じるエントランスやアトリエやミニアトリエなども環境の一つとしてこどもが選択できる安全な場所になっている。
- エントランスは風通しがよく、生き物がいたり絵本があるのでよくこどもが過ごす場所となっている。内線を使って連携することで、事務所職員が担当保育士のかわりに、こどもの様子を観察することができる。



③ こどもと一緒に考え居心地のよい環境を創りだす

- ・ 障害のあるこどもを含むすべてのこどもたちにとって居心地よい空間を創るため、こどもと一緒に考えることを大切にしている。こどもの「こんなことしたい！」という声を捉えて、こどもがやりたいことについて、一緒に話し合いながら、どうしたらその環境を実現できるか、そのために何が必要かを考えていく。園の環境づくりを考えることは、自分だけでなく、園で一緒に暮らす人たちみんなにとって居心地よい環境と関係は何かという視点で考える機会にもつながっている。

観点 3：保育提供体制の観点

職員配置の工夫と専門性の向上

① 日々の柔軟な職員配置

- ・ その日のこどもの状態・特性を踏まえて予め職員配置を決定しているが、こどもの姿で当日に状況が変わることがあるので、朝にもう一度配置を組み直すようにしている。例えば、公園への散歩を予定しているが、いつもより気持ち落ち着かず、予定通りの活動が難しい場合には、補助職員や担当職員を変えるなど臨機応変に対応し、こどもにとって最適な人員配置となるように工夫している。

② 特性のあるこどもも一緒にスムーズに生活ができるクラス運営

- ・ 集団で生活する中で、こどもの持っている特性が周囲との間で障害となる場合は、そのこども自身の困難を理解し、周囲ができる工夫を具体化してスムーズに生活できるよう配慮している。加配保育士を配置する場合には、特性のあるこどもの対応者として考えるのではなく、クラス運営を行う職員チームの一員として捉え、協力、連携し、特性のあるこどもも含めたクラス内のすべてのこどもがつながり普段通りの生活が送れることを大切にしている。

③ 研修参加とタイムリーな共有による専門性の向上

- ・ 東京都や世田谷区から情報提供される外部研修に参加し、障害児保育やインクルーシブな保育に関する知識を深めている。研修は、組織運営や人材育成の視点から園長が選び提案するもの、職員が自ら選ぶものがある。保育所内では、毎月の会議を利用して研修内容を報告したり、報告書を閲覧して共有している。実践に役立つ内容は、毎日行う昼の引継ぎ時間にタイムリーに共有している。

④ 外部の専門職との連携による専門性の向上

- ・ 世田谷区が提供する研修へ参加しているほか、巡回支援による発達障害療育センターや発達相談支援センターなどの外部支援機関と連携し、専門的な助言やサポート体制を受ける体制を整えている。



5. インクルーシブな保育の実践について

観点 4：保育の内容の観点

個別の指導計画の作成および見直し

- ・ 3歳未満児は毎月個別計画を作成しているが、3歳以上児については特性や状況に応じて特別な支援と配慮が必要な場合には、個別の指導計画を作成している。例えば、家庭環境に課題がある場合や、身体的な状態で生活の中に壁があるなど、配慮が必要なこどもを対象としている。
- ・ 毎月の指導計画は月末にその1か月間のこどもの様子を振り返り、翌月の計画を作成している。個別の指導計画の振り返りや作成には、年2回の療育支援センター等の巡回支援による外部の専門職の意見も取り入れている。年度後半の巡回支援の場合は、年度前半の振り返り評価にも参考にしている。
- ・ 保護者には家庭での様子を記入した振り返りシートを作成してもらい、指導計画に反映させている。療育機関に併行通園しているこどもについては、併行通園先での療育支援の内容も参考に計画を作成し、集団活動の中でそのこどもと周囲とのつながりを見出している。個別の支援と集団活動のバランスを考えながら、こどもや保護者と共にどのような環境を創るかを大切にしている。



保育内容における工夫

① こどもの意思を尊重したかわり

- こどもの意志を汲み取り、共感することを大切にしている。例えば、登園時に落ち着かず、別のクラスに行きたがるこどもには、求める場所で過ごせる工夫をしています。保育士は、こどもが望む環境を共に創り出すことが重要と考えている。
- 3～5歳の園児と一緒に過ごしているが、音や動きに敏感なこどもには居心地が悪く感じることもある。その際、こどもが望む環境で過ごせるよう配慮している。こどもの声や意向を尊重し、望み通りに実現が難しい場合でも、やりたい気持ちを理解し、一緒に悩む姿勢を大切にしている。

② こども同士がお互いに配慮できるかわり方の工夫

- 誰にとっても居心地のよい環境を大切にしている。大人が出す音や声の大きさに留意し、日々声のトーンや言葉づかいを意識している。音に敏感なこどもも受け入れられる環境となるよう、普段からこどもにも配慮を促している。
- 例えば、音の大きさをレベル1から5で表現し、「〇〇ちゃんは耳がよくて小さい音も聞こえるので、今はレベル3の大きさでお話ししよう」、恐竜や動物の声の大きさを例にして説明するなど、年齢に応じた工夫をしている。
- 特性により大きな声や動作が出てしまうこどもや音に敏感なこどもがいる場合には、お互いに過ごしやすい環境となるよう、場所を分けたり活動時間を工夫するなどの配慮をしている。

③ こどもの理解を深め保育実践に役立つ振り返り

- こどもの理解を深めるためには、行動の背景にある気持ちや感情を読み解くことが必要だと考えている。高い棚にのぼったこどもを上手に誘導しておろすだけが適切な対応とは考えず、こどもの望みや理由を理解し、適切に対応することが重要である。
- こどもの気持ちを理解するため、動画や写真を用いた振り返りを行っている。映像でその場面を確認することで、行動の背景や原因を把握する手助けになる。保育活動の記録として写真や動画を撮ることは多いが、事象が起きたときにも映像を記録し、その後の振り返りに活用している。

④ 専門機関での遊びを取り入れたこどもの可能性を引き出すかわり

- 療育機関に通うこどもが集団活動に入りづらい場合、そのこどもの好きな遊びや得意なことを周りと共有することで、自然に溶け込むことがある。療育機関で取り入れている遊びがそのこどもの得意なことにつながっていることが多いため、保育所でも取り入れている。
- 例えば、療育機関に通うこどもが積み木遊びが集中力や発達機能を高めるとわかった場合、そのこどもだけでなく、集団生活の中で安心して遊べるように工夫している。遊びをどの場面でのように取り入れるかを考え、こどもが安心して遊べる環境を整え、周囲とのつながりのきっかけづくりになるよう意識している。



観点5：連携の観点

職員間の連携、関係機関および地域との連携

① 日々の協議とオープンなコミュニケーションによる職員相互の連携

- 職員の引き継ぎ時間を昼間に30分程度設け、各クラスの情報や保育で感じたことを共有し、振り返りを行っている。困りごとをタイムリーに共有できる環境づくりを大切に、職員が困りごとを抱え込まないよう工夫している。
- 保育で感じたことや困ったことは、職員同士で対話し、対話が難しい場合は付箋に書いて共有し、後からでも共有できる機会を設けている。悩みや困りごとをオープンにできる環境を整えている。

② 関係機関および地域の保育施設との連携とネットワーク構築

- こども家庭支援センターや、児童相談所、世田谷区の保健師と連携している。
- 世田谷区が実施している障害児保育や人材育成についての研修の担当者と連携している。
- 他の保育所と困りごとや悩みを共有し、公開保育や保育視察を通じて、自演ごととして考え学び合うことを大切にしている。インクルーシブな保育についても対話を通じて学びを深めている。
- 世田谷保育ネットでは、公立私立の保育施設の関係者が参加しており、人材育成や困りごとの共有、情報交換を行っている。これは重要な情報共有の場となっている。
- また、月1回の区内私立園の園長会では、世田谷区の職員も参加して情報交換をしている。各園は障害のあるこどもへの対応や環境づくりについて悩みを共有し、一緒に解決策を考えている。

③ こどもが安心して就学するための小学校との連携（就学支援）

- ・ 就学後に学校で何かしらの困りごとを抱えることに関して保護者から相談を受けた際に、園と小学校とが連携し、協定書を締結したうえでケース会議等に参加している。

観点 6：保護者や地域との交流の観点

保護者との交流

① 保護者との対話と行事への参加

- ・ 保護者とは毎日の送迎時に対話することとあわせて、保護者会や行事、親睦会などを通してコミュニケーションを図る機会をつくっている。例えば、行事では、保護者に呼びかけて職員と和太鼓に取り組み、行事で披露することにも取り組んでいる。

② 園の理念共有とこどもの成長支援

- ・ 保護者には、入園前の見学のと時から、入園後も機会がある度に園の理念や方針を伝え、いろいろなこどもと一緒に共に育つ環境であることを理解していただくようにしている。保護者がこどもの一番の理解者であることが大事だと考えている。例えば、特性のあるこどもがお友だを叩いてしまったことがあった場合には、具体的なエピソードと、どうしてそのようなことが起きたのかというプロセスも伝えることを大事にしている。「興味のあるおもちゃがあって、一緒に遊びたい気持ちがあったが、おもちゃを借りたい気持ちが抑えられなくて叩いてしまったのではないか」「今日のこどもの姿から次はこのように対応してみようと思う」など具体的に保護者へ説明し、今回のことがこどもの育ちあいの中で、こども同士がつながる一つの機会だったと捉えられるように丁寧にかかわっている。



地域および自治体との交流

① 「一年生クラブ」と卒園生による小学生ボランティア

- ・ 就学後のこどもと保護者へのサポートの一環として、「一年生クラブ」を月に1～2回行っている。卒園後、1年間は親子で定期的に園に集まって、日常のことや困りごとを一緒に考えていく機会をつくることで、こどもだけでなく、保護者も古巣である保育所に戻って仲間と一緒に過ごすことができ、元気になってまたそれぞれの場所に戻っていく。
- ・ 卒園児がいつでもお手伝いにくることができる（ボランティア活動）を月に2回行っており、当園を卒園した一年生、他園を卒園した一年生のこどもたちが園に来て保育の手伝いをしている。一緒に育った仲間が顔を合わせられる場でもある。学校の友達を連れてくることも増えている。
- ・ 異年齢で自分より小さいこどもたちとかわかることで、自分自身の価値、可能性を引き出せる場所としている。発達障害のあるこどももよく参加しており、学校の困り感も理解できる。学校とつながる機会にもなっている。学校では怒られることも増えることもあるが、園で過ごしていた日々を思い出して、自分の可能性をつかんで、それぞれの場所に戻っていく。

② 自治体との連携

- ・ こども家庭支援センター、児童相談所、区の保健師等と連携している。また、世田谷区は専門性向上につながる障害児保育の研修、人材育成研修をこまやかに設定されており、研修担当と連携し学びの機会をつくっている。

6. 外部支援の活用

区の巡回支援等を活用した専門機関との連携

- ・ 巡回支援の目的は、保育の質の向上の一環として、保育の専門性の向上、こどもの特性を理解して適切なかわりをできるようになることであり、障害のあるこどもの支援について、児童発達支援事業所と発達障害相談・療育センターからそれぞれ年2回程度の専門的支援を受けている。保育所から専門機関に対して、対象のこどもへの支援を依頼することにより、障害児支援の専門職によるサポートが受けることができる。巡回支援は、保育課の育成支援担当に申請している。
- ・ 児童発達支援事業所からは、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士等の専門職が派遣されており、主に0～2歳児について、運動発達、言語、生活全般、障害特性等について相談し、専門的知見から助言をいただいている。

- ・ 発達障害相談・療育センターは、主に幼児を対象に、自閉症スペクトラム、発達、特定の困りごとや支援、配慮が必要な子どもについて相談し、専門的知見から助言をいただいている。
- ・ 児童発達支援事業所、発達障害相談・療育センターとは、保育所と施設間で相互に視察等を行うなど連携を図っている。保育所の職員が療育機関でのこどもの様子を見学に行く際は、個人情報の観点から事前に依頼書を送付し承認を得ている。
- ・ 視察を通して、保育所で過ごしているこどもの姿が、療育機関ではみられない行動があることもわかったため、こどもの全体像を正確に理解するためには、互いの施設でのこどもの様子を情報共有し連携することが重要であると考える。

7. インクルーシブな保育を実感される場面

保育者の声



- ・ 多様なこどもの姿に向き合い保育する経験の中で、自分自身のことについても知ることができた。
- ・ わからないこと、迷うことを皆で思考し、いろいろ試してみることにもしろさを感じる。

こどもの姿



- ・ それぞれ違うこどもが、そのこどもならではの姿を互いに表現し合い、かかわり合ってわいわい育ち合っている。大人が困難に感じる出来事や場面を、笑いあって受け入れ楽しんでいる。

保護者の声



- ・ 人はみんな多様であることがわかり、そばにいる大人の理解と工夫によってこどもが大きく変化し、成長できることを実感している。こどもはこどもの中で共に育つのだなと実感した。

専門職の声



- ・ こどもの育ちに関わる専門の仕事が、多様な人が共に生きていく中で非常に重要な役割を担っていると実感している。

8. 併行通園するこどもへの対応の工夫

こどもを真ん中において考えた、スムーズに登園できる工夫（療育機関と園生活を円滑につなぐ工夫）

- ・ 療育機関に併行通園しているこどもの場合、曜日や時間によってこどもの混乱が大きくなる時には、療育機関や保護者と連携して調整することで、こどもの混乱を小さくし、どちらの生活にもスムーズには入れる工夫をしている。場合によっては、療育機関への通所時間帯や曜日の調整をお願いしている。

例1：療育機関へ通所後に保育所へ登園する場合

- ・ 午前中に療育機関に通所してから登園する場合、昼食時間から合流することになる。しかし、普段保育所では、午前中の活動してから昼食時間に入る流れがあるため、こどもが納得ができず切り替えが難しい場合もある。その場合は、保護者と連携して、お散歩時間に公園で合流するなど遊びの時間を保障することで、スムーズに保育園の生活の流れに入っていくことができる。

例2：午前中に保育所に通所し、午後から療育機関へ通所する場合

- ・ 午後から療育機関へ通所する場合、午睡の時間に移動しなければならないことがある。午睡から起きて、落ち着くまで15分ほど必要になるため、療育機関に協力していただき、その点を考慮して迎えにきてもらうなど工夫している。

9. インクルーシブな保育の取組推進において重要と考えること・課題と感ずること

- ・ インクルーシブな環境作っていくための、こども、保育士、保護者、地域の保育施設や療育機関などがつながるネットワークづくり。
- ・ 小学校への接続において、インクルーシブな保育・教育への考え方を保・幼・小が共に学び、理解を深め、それに基づいた環境づくりやこども、保護者への配慮・対応を就学後も継続的に支援していける仕組みを考えること。
- ・ インクルーシブな保育を実現するために、常に今ある環境と実践を問い直し、学びあい、何ができるかを考え続けること。
- ・ 多くのこどもが関わる施設や機関がこども一人ひとりのそのこどもならではの良さを見つけ、こどものことに心を砕き、笑いあって保育できる柔軟な環境を作り続けていくことが重要である。

6. 大谷地たかだ保育園_【外部支援導入型】

1. 基本情報

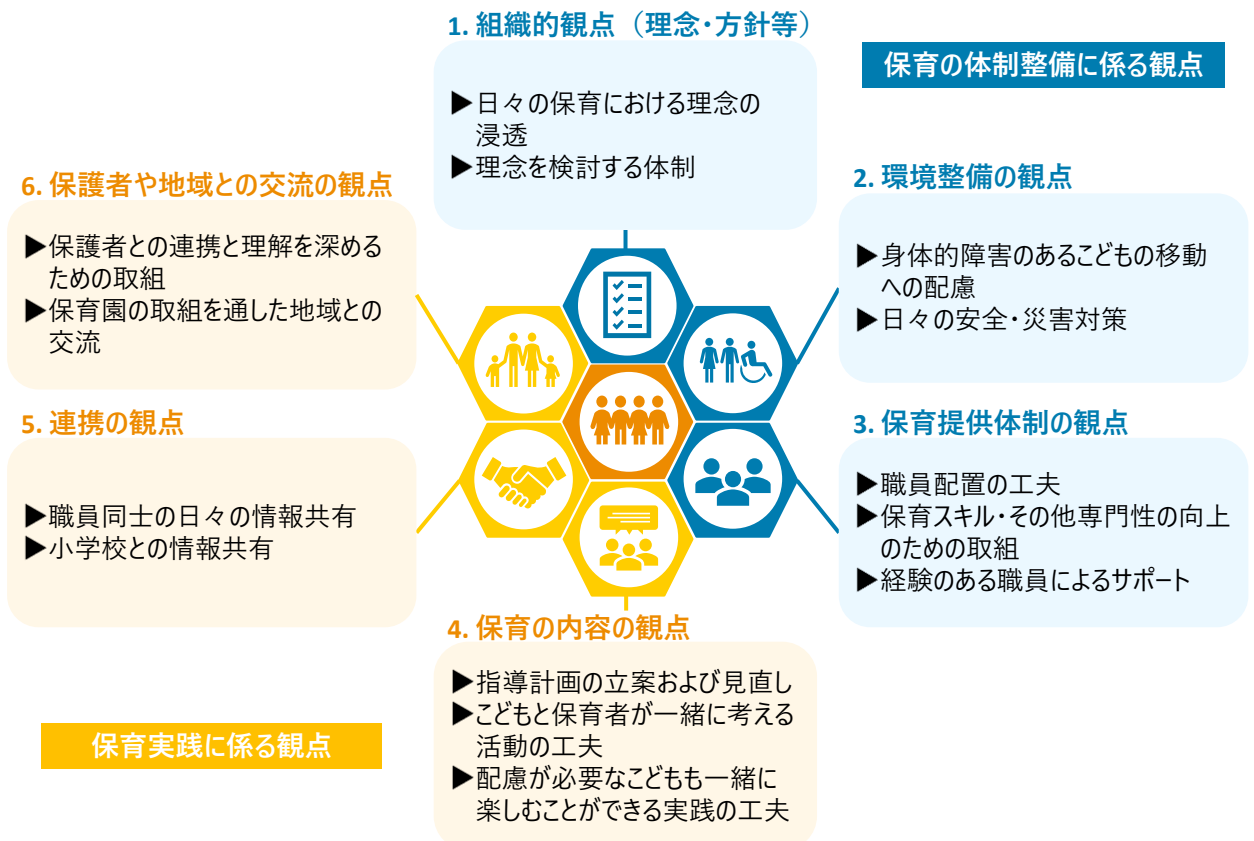
施設類型	保育所型認定こども園
運営法人名称	社会福祉法人高田福祉事業団
施設名称	大谷地たかだ保育園
所在地	北海道札幌市
事業開始年	1975年
開所日・時間	年末年始を除く月曜日～土曜日 7:00-19:00
施設HP等	https://www.takadahoikuen.jp/ohyachi/
定員数	175名
障害児在籍数	7名
職員数	常勤 25名 非常勤 17名 うち、加配保育士等 4名



2. インクルーシブな保育の具体的な取組内容

大谷地たかだ保育園では、障害特性の有無に関係なくこども一人ひとりに寄り添った保育を実践している。保育の現場（実践）を通じて、理念に基づいた保育を行っている。災害対策の観点では医療的ケアが必要なこどもなどに特別な配慮を施している。また、年度ごとのこどもの状況に応じて職員配置を柔軟に決め、経験豊富な職員が若い保育士をサポートする体制を整え、障害児委員会や研修を通じて保育スキルと専門性を高めている。日々の保育ではこども一人ひとりの特性を考慮して配慮が必要なこどもも一緒に参加できる活動を計画している。発達相談支援センターや療育センターなどの外部支援も活用している。

—インクルーシブな保育の取組状況を確認するための6つの観点—



3. 園が目指すインクルーシブな保育の状態

園が目指すインクルーシブな保育

- ・ 障害の有無にかかわらず、すべてのこどもに同様の保育の実践を心がけている。

4. インクルーシブな保育の体制整備について

観点1：組織的観点

理念

- ・ 「子どもの成長・発達する権利を守り、子どもの最善の利益が保障される保育を目指すとともに、保護者の子を「育てる」権利の保障と「育てる」義務に寄り添い、保護者が「親」になる過程を共同的に創造する実践を行う。」

理念の考え方

- ・ 当園の保育の出発点は、2歳の女の子の受け入れから始まっている。開園以来、障がいのあるこどもとともに保育を行い、個別対応を優先するのではなく、すべてのこどもと一緒に保育を心掛けてきた。インクルーシブな保育の実践とは「こどもの意思表示の権利」を守ることである。そのため、当園では保護者や共に生活しているこども、そして保育者のそれぞれの「声」を聴くことを大切にしている。また、こどもが「一緒に」いることの価値を認識し、障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもと一緒に楽しむ環境をつくることを目指している。



理念を浸透させるための取組や工夫

① 日々の保育における理念の浸透

- ・ 理念は言葉ではなく、経験のある園の職員の姿勢や発言、日々の保育体験を通じて職員の間浸透していくものと考えている。また、職員自己評価票で各自振り返っている。
- ・ 当園で大事にしていることや歴史の中で築きあげてきたことを、新人職員の研修の一環として、園の責任者から新人職員に共有している。
- ・ 日々の保育実践を通じて理念が職員に広まっていき、理念を感じとってもらうように、日常の職員間のコミュニケーション、職員の支援体制、研修や外部支援の活用など多様な取組を行い、保育士の在り方と志、保育士がこどもを平等に見ること、そして配慮の必要なこどもに対して抵抗なく、当たり前のように障害の有無にかかわらずすべてのこどもに自然に接する姿勢を醸成している。

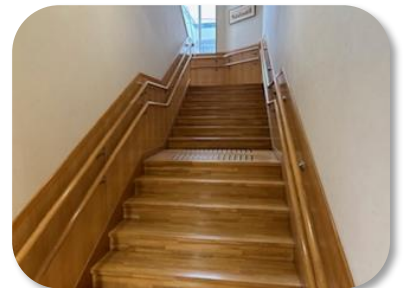
② 理念を検討する体制

- ・ 運営委員会（園長、副園長、主幹保育士、主幹補、系列園園長、系列園主任の計7名）を月1回開催しており、理念を検討する場にもなっている。

観点2：環境整備の観点

身体的障害のあるこどもの移動への配慮

- ・ 園舎は二階建てであり、車いすを利用しているこどもは職員が抱え上げて二階まで階段を上がる。一階の入り口付近にバギーを設置しており、園外保育の際に活用している。



日々の安全・災害対策

- ・ 乳児や障害のあるこども、高齢者などすべての方への配慮と、安全・災害を想定して、玄関の前にスロープを設置している。各保育室にねじるタイプの鍵をつけ、こどもの飛び出しを防止している。
- ・ 避難訓練や非常時に備えて、自身で歩行が困難なこどものための移動手段としてバギーを用意している。各保育室に防災バッグを二つ置いている。
- ・ 医療的ケアが必要なこどもにおいては、怪我等の際は職員が事前に搬送先の病院を把握している。また、酸素吸引機などの電子機器を緊急時にも継続して使えるようにポータブルバッテリーを常備している。
- ・ 医療的ケアが必要なこどもがいるクラスには避難用の個別リュックがあり、そのこどもに必要な食べ物や、食べものにとろみをつけるための粉などを入れている。災害時には、一日中こどもを預かることを想定し、薬の予備を用意している。

観点3：保育提供体制の観点

職員配置の工夫と専門性の向上

① こどもの人数や状況に応じた職員配置

- ・ 年度ごとのこどもの人数や状況（常時見守りが必要なこども、適宜必要なこども）に合わせて職員配置を決めている。
- ・ 医療的ケアが必要なこどもや障害のあるこどもがいるクラスは経験のある職員を配置している。
- ・ 経験の浅い保育士が初めて障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもの担任となる場合には、その保育士が不安を抱えないように、経験のある担任をペアとして配置するなどの工夫を施している。



② 経験のある職員によるサポート

- ・ 一階と二階に主幹保育士がおり、悩みのある職員に対して随時アドバイスをしている。
- ・ 担当の保育者が対応に限界を感じる場合や、ストレスが強い場合には、園長や主幹保育士と一緒に対応してもらうサポート体制を構築している。

③ 保育スキル・その他専門性の向上のための取組

- ・ 札幌市で行われている障害児巡回指導があり、専門的視点から助言を受けている。その後園内でケース検討の実施や、保育の方向性を職員同士で話し合っており、その内容を園で月次で行われる職員会議で共有している。
- ・ 園で開催している障害児委員会（年最低6回開催）で、障害のあるこどもに対する理解を深める場があり、保育士は自身の保育を振り返り、日々の経験や振り返りについて職員同士で共有している。
- ・ 園外の保育士のキャリアアップ研修で障害のあるこどもについて勉強している。
- ・ 医療的ケアが必要なこどもの病態に伴って起こりうる懸念事項に対する適切な対応方法などについて、看護師が会議の中で情報共有している。

5. インクルーシブな保育の実践について

観点4：保育の内容の観点

指導計画の立案および見直し

- ・ 障害児委員会において、障害のあるこどもを受け持っているクラス担任（看護師を含む）が立案した指導計画書を、主幹保育士を含めて検討している。
- ・ 外部の療育機関でリハビリをしているこどもについては同機関のリハビリ支援計画を保護者に持参頂き、園で内容を把握したうえで指導計画書のカリキュラムに反映している。

保育内容における工夫

① こどもと保育者が一緒に考える活動の工夫

- ・ こども一人ひとりについて職員が事前に学び、保育を実践する中で、周囲からアドバイスを受けながらよりよい保育を実践できるように工夫をしている。
- ・ 具体的には、クラスで活動を考える際には、その活動が配慮の必要なこどもも参加できる活動か、みんなが楽しめるような活動かを考えている。
- ・ こどもが年長の場合には、どうすれば障害のあるこどもを含めたクラスのすべてのこどもと一緒に活動を楽しめるかについて質問するなど、保育者とこどもたちが一緒に考える場をつくっている。そのようなこどもとのかかわりの中で、活動内容を見出して行くことを大事にしている。



② 配慮が必要なこどもも一緒に楽しむことができる実践の工夫

- ・ 全体で行う活動には、障害のあるこどもの場合、常にそのこどもに沿った保育ができないこともある。そのため、一日に一回、障害のあるこどもにもスポットが当たる時間をつくっている。例えば、朝にみんなとハイタッチすることやそのこども自身が楽しめる絵本をみんなで読んだり、わらべ唄を楽しむ等の工夫をしている。
- ・ これらの工夫は、保育者が長年障害のあるこどもと関わる中で、工夫の重要性を認識し実践している。



観点5：連携の観点

職員間の連携、小学校との連携

① 職員同士の日々の情報共有

- ・ 週案（一週間の保育計画）を事前に主幹保育士に提出して共有し保育体制を整えている。
- ・ 月次の職員会議で、新たに受け入れる障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもについて事前に情報共有している。
- ・ 日常的に職員間でコミュニケーションをとっているが、その場で解決ができなかった問題は日次のお昼に実施される15分程度の会議にクラス代表や各責任者が集まり、前日午後から当日午前までの子どもの様子や発生したことを共有している。なお、会議だけでなく、日常のコミュニケーションの中で助言や対応策について話すこともある。
- ・ 旧担任と新担任の間で引継ぎをしている。障害の有無に関係なく全ての園児の様子を職員間で共有している。

② 小学校との情報共有

- ・ 小学校との合同会議で、子どもに関する情報を共有している。会議は年度末に対面で実施しており、同時に書面でも子どもの情報について共有している。



観点6：保護者や地域との交流の観点

保護者との連携と理解を深めるための取組

- ・ 保育参観を実施しており、保育者が障害のある子どもにどう接しているかを理解する機会となっている。
- ・ 子どもにはそれぞれの姿・成長過程があるのだということを、保護者が感じ取れるように、保育・保護者対応をすることを心がけている。子どもを取り囲む大人がまずは多様性について理解する必要がある。
- ・ ひまわり会（父母会）があり、夏祭りや秋バザーなど、交流の機会として設けている。
- ・ 個別懇談（各家庭との面談）を年に2度実施している。
- ・ クラス懇談（子どもの様子を話し合う懇談会）を夜実施している。必要に応じて、家庭訪問も行っている。

保育園の取組を通じた地域との交流

- ・ 保育園の対面にある広いグラウンドで夏祭りを実施しており、地域の方も一緒に参加して楽しんでいる。イベントの参加者に対してはジュースの無料券を配ったり、土曜日に職員で近所のごみ拾いを行うなど、保育園の存在が地域に溶け込めるようにしている。
- ・ 地域の人に参加してもらうような土曜保育、一緒にプールで遊ぶこと、園庭で泥遊びをするなどの取組をしてきた。



6. インクルーシブな保育を実感される場面

保育者の姿



- ・ すべての子どもが一緒に環境で育つことで子どもたちの共感能力や考える力が養われている。障害のある子どもが小さな一歩を踏めた際に喜びを感じる保育者が多い。

子どもの姿



- ・ 障害のある子どもに優しく接している子どもが多い。また、関係性が深まってくると、障害のある子どもと周りの子どもが喧嘩をすることもある。この姿は「思いやりにかける姿」ではなく、相手を対等な立場として「自然に受け入れている姿」とも捉えられる。

保護者の声



- ・ 特に他の園では障害のある子どもを受け入れてもらえず悲しい思いをした保護者にとっては、障害のある子どもが保育園に通って、ほかの子どもと同じ活動に参加していることが嬉しいという言葉をいただく。

7. 併行通園をする子どもへの対応の工夫

デイサービスに通う子どもに対する工夫

- ・ 現状では、併行通園する子どもはいないが、小学校への就学を見据えて、デイサービスに慣らすために、午前に迎えが来てデイサービスに行き、お昼過ぎに送迎バスで帰ってくることを実施している。デイサービスの方とは玄関先で、口頭で申し送りをしている。
- ・ 子どもが午前にできなかった活動は、別の時間に実施するなど柔軟に対応をしている。子どもがデイサービスから帰ってきて疲れている際には布団を敷いて仮眠をとれるようにするなど、子どもの状況に応じて対応している。

8. 外部支援の活用

札幌市巡回支援の活用および活用の良い点

- 札幌市が提供している障害児の巡回支援は少なくとも年に2回受けており、臨床心理士と保育士の2名が来園し、定期的に保育に関する助言を受けている。
- 巡回支援は一回あたり約1時間のため、準備として、こどもの普段の状況を巡回の指導書に記載し、相談事項を事前に送っている。巡回の際にはまず施設見学をしてもらい、その後、別室で保育士が相談したり助言を受けている。巡回支援に保護者が参加することはないが、保護者が聞きたいことがある場合には事前に保護者から聞いておき、巡回の際に相談している。
- 医療的ケアが必要なこどもの巡回指導（令和6年度から開始）も受けており、医療的ケア児支援センターから看護師と医師が来園する。少なくとも年に1回は支援を受けている。初回実施時には、今までの保育内容について質問を受けた。2回目以降はこどもの病態について相談し、指導いただく予定である。また、こどもが通院する病院の医師と保育園をつなぐ役割も担っている。
- 巡回支援を受ける良い点として、専門的なアドバイスや違う視点からの助言を受けることで、日々の保育について考え直すきっかけになる。保育士は幅広い知識を求められているが、あくまで保育の専門職なので、障害があるこどもや医療的ケアが必要なこどもについては外部の助言をもらうことが必要である。

9. インクルーシブな保育の取組推進において重要と考えること・課題と感ずること

保育者の姿勢と連携

- 一番重要な点は、保育士の在り方と志、保育士がすべてのこどもを平等にみる姿勢であるとする。障害の有無にかかわらず、配慮が必要なこどもに対してもほかのこどもと同じように分け隔てなく自然に接することが大切である。こども同士においても障害のあるこどもに対して特別視することなく対等に接するようになるには、保育者の日々の保育の姿勢とかがわり方が重要である。
- 障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもだからではなく、すべてのこども一人ひとりにあわせて保育するという、保育士としての在り方が大事である。
- こどもの様子や対応を情報共有する等、職員間の連携も重要である。

外部の専門職の支援

- 園の職員の専門性だけでは不十分なこともあるので、外部の専門職の支援が重要である。

配置基準

- 専門職の配置の法定化が必須であるとする。専門職が各園において専門性を発揮できるよう、専門職の配置の法定化が望まれる。
- 保育士の配置基準について、現状は最低基準に基づいているが、最低基準にとどまっていることがインクルーシブな保育の実践を阻んでいると感じている。園は昔からこどもを平等に受け入れる文化があるので障害のあるこどもや特性があるこどもも受け入れることができていたが、保育士の人手不足は感じているため、人材確保が保障されることはインクルーシブな保育を実現するために必須条件であるとする。

【参考】園舎レイアウト



1階



2階

7. わらしこ保育園【施設単独型】

1. 基本情報

施設類型	認可保育所
運営法人名称	社会福祉法人わらしこの会
施設名称	わらしこ保育園
所在地	東京都府中市
事業開始年	2000年
開所日・時間	7:00-19:00
定員数	100名
障害児在籍数	7名
職員数	常勤 26名 非常勤 20名 うち、加配保育士等 8名
施設HP等	https://warashiko.com/outline/



2. インクルーシブな保育の具体的な取組内容

わらしこ保育園は、こどもがこどもらしいこどもの時代を生きることを大切に、障害のあるこどもも含めてすべてのこどもたちが自然に関わり合う環境を提供している。遊びや生活を通じてこどもたちの主体性を育む保育を行い、個別の発達を尊重しながら年齢や発達、こどもの特性や状態に応じた参加を促している。保育内容の検討にあたっては、臨床心理士や歯科医師などの専門職と連携しているほか、保護者会や保育参加を通じて保護者との連携も強化している。また、小学校等の地域との交流も重視し、近隣の方々とのかわりを深めている。

－インクルーシブな保育の状態を確認するための6つの観点－

1. 組織的観点（理念・方針等）

- ▶ 職場における理念の掲示
- ▶ 理念に立ち返る習慣の確立

保育の体制整備に係る観点

2. 環境整備の観点

- ▶ 柔軟な環境整備
- ▶ こどもたちが自ら安全を確保できる力を養う環境づくり
- ▶ 危険箇所やヒヤリハットの共有等による事故予防対策
- ▶ 災害対策

3. 保育提供体制の観点

- ▶ 経験の積み重ねと研修による専門性の向上
- ▶ 臨床心理士との連携と振り返り
- ▶ 歯科医師との連携体制

6. 保護者や地域との交流の観点

- ▶ 保護者との連携
- ▶ 日常的に地域に出ていき知っていく
- ▶ 行事や防災計画を通じた連携

5. 連携の観点

- ▶ 職員相互の連携
- ▶ 専門職との連携
- ▶ 小学校との連携

保育実践に係る観点

4. 保育の内容の観点

- ▶ 指導計画の立案と見直し
- ▶ すべてのこどもを一つの集団として捉える
- ▶ こどもたちの主体性を尊重する
- ▶ 個別の参加を促す工夫
- ▶ 肯定的な声かけと受け入れ

3. 園が目指すインクルーシブな保育

園が目指すインクルーシブな保育

- ・ 開園当初から、障害のある子どももない子ども、どの子どもと一緒に成長できる環境を作るという理念のもと、保育活動を行ってきた。具体的には、五感を使ったさまざまな遊びや無農薬・有機農法の食材を使用した食事を通じて、すべての子どもがしっかりと成長できるように工夫している。障害のある子どもとない子どもと一緒に過ごすことで、乳幼児期から違いを受け入れる感性が育ち、共に育ち合いながら差別のない社会を目指している。

4. インクルーシブな保育の体制整備について

観点1：組織的観点

理念

- ・ 「わらしこに関わる全ての人の安心と健全な生活を目指し、人間尊重を第一の理念とする。子どもの権利を常に追求し、子どもの権利を護り発展させ、子どもの最善の利益に沿うことを第二の理念とする。地域とともに歩み、地域において最善の子育て環境を整える上で役割を果たすことを第三の理念とする。」

理念を浸透させるための取組や工夫

① 職場における理念の掲示

- ・ 法人の理念や保育園の理念、園の目標などを職場において、職員が常に目にすることができる場所に掲示する取組を進めている。この取組により、職員が日々の業務の中で理念を意識しやすくし、自然と理念が浸透する環境を整えることを目指している。

② 理念に立ち返る習慣の確立

- ・ 職員が日々の保育や保護者対応で行き詰まったときに、理念に立ち返って考え方の軸を確認する習慣を確立することを重視している。この取組により、職員が常に子どもの権利や安全を守るために真剣に向き合う姿勢を持ち続け、理念に基づいた一貫した保育を実施できるようにしている。



観点2：環境整備の観点

園舎のつくりにおける特徴・工夫

① 柔軟な環境整備

- ・ 障害のある子どもを受け入れる際に個別の保育室を設けるのではなく、既存の部屋を工夫して利用している。具体的には、医療的ケアが必要な子どもに対しては、コンセントの利用のため、部屋の配置を変更するなど、柔軟に対応している。

② 子どもたちが自ら安全を確保できる力を養う環境づくり

- ・ 毎日のリズム遊びや身体ほぐし、日常的に自然の中へ出かけて行き、野山を駆け回って培われる身体機能の獲得や、道中の丁寧な危険察知に関するかわり（車や通行人、自転車 came 時の対応や道の歩き方など）、子どもたちが生活の主体になって食事やお昼寝の準備をすることで生活力を身につけていくなかで経験しながら学んでいくことを大切にしている。
- ・ すべての子どもにとって安全な環境の整備をおこなっているが、リスクとリターンを考慮して、子どもたちが自ら工夫して安全を確保できる力を養う環境づくりを行っている。例えば、園庭には自然の凸凹や落ち葉を残し、障害のある子どもも保育士の配慮のもとで安全に気を配りながら予防策を講じている。
- ・ これまで受け入れてきた障がいのある子どもの保育経験も活かしながら、障害のある子どもの場合でも常に子どもを制御するのではなく、発達に応じて自立を促し、安全が確保できる距離を見極めつつ、子どもと大人の徐々に距離を徐々に広げていく。ほかの子どもとのかかわりを意識しながら、大人が見守ることで子どもの危機管理能力を高める保育を行っている。
- ・ 環境を整えながらも、子どもたちが危険を察知する能力や怪我をした際の対処法を学べるように支援している。



安全面の工夫・災害対策

① 危険箇所やヒヤリハットの共有等による事故予防の対策

- ・ 大人の配慮としては具体的に伝えることをクラス間で共有したり、お散歩マップを活用して地域の危険箇所を共有する等して、予測される環境危険因子を把握する工夫もしている。
- ・ 看護師からの保育現場におけるリスク回避の伝達を行い、ヒヤリハットを職員全体で共有して大きな事故予防につなげる工夫をしている。

② 災害対策

- ・ 災害対策として、すべてのこどもが安全に避難できるような環境整備を進めており、障害のあるこどもの個別避難マニュアルも整備中である。

観点3：保育提供体制の観点

職員配置の工夫と専門性の向上

① 経験の積み重ねと研修による専門性の向上

- ・ 認可保育所の認可を受けた2000年以降、障害のあるこどもを年間に平均5～7名（1クラス平均1～2名）受け入れている。
- ・ これまでの多くの障害のあるこどもを受入れてきた経験を活かし、保育士が現場で考える機会を多く持っている。
- ・ 府中市が実施する研修やキャリアアップ研修等に、保育・保健・給食共に3か月に1回程度参加しており、障害のあるこどもや乳幼児の保育について、専門知識を継続的に学んでいる。保育現場では、研修での学びからこどもの捉え方を参考にしたり、具体的な遊び方や保護者支援方法を実践している。
- ・ 保育の専門性の向上や障害のあるこどもへの対応についての研修テーマとして、「保育の中でできる発達支援」、「生きづらさを抱えた保護者とかかわり方」、「医ケア児の受入れについて」、「子どもの理解の再考」、「精神疾患をもつ保護者への対応について」、「子どもの権利LGBT」などがある。
- ・ 研修内容は、職員会議等で伝達している。

② 臨床心理士との連携と振り返り

- ・ 園では、毎月1回、障害のあるこどもへの支援について話し合う「すくすく会議」の場を設けている。「すくすく会議」のある日は、午前中に臨床心理士がこどもたちの行動観察を行っており、会議で臨床心理士からこどもの育ちの様子について行動観察を通したフィードバックとともに、保育士側の専門性をあわせて、保育内容の振り返りと今後の方針について検討している。会議には臨床心理士、全クラスの代表者である保育士、看護師、栄養士が参加し、障害のあるこどもへの支援について3つの分野から議論することで、保育士全体の専門性を高めている。



③ 歯科医師との連携体制

- ・ 通常の園歯科医の役割に加えて、障害のあるこどもや特性のあるこどもを中心に発達や行動特性、保護者支援等のアドバイザーとして入っていただいている。

5. インクルーシブな保育の実践について

観点4：保育の内容の観点

指導計画の立案と見直し

- ・ 月に一度のカリキュラム会議に保育士・看護師・栄養士が参加して、保育・療育・食育のそれぞれの立場から月案の立案から振り返り、見直しを考えられる体制を整えている。

保育内容における工夫

① すべてのこどもを一つの集団として捉える

- ・ 大人が、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもを一つの集団として捉えることを意識しており、「できない」で判断をしないようにしている。
- ・ こどもたちが多様な大人たちの関わりの中で育つ環境を作り上げられている。

② こどもたちの主体性を尊重する

- ・ 保育士がすべて考えて動くのではなく、こどもたち自身が考えて行動できるようにしている。こどもたちが自分で判断して行動するように、主体性を育む声かけやかかわりをしている。
- ・ 障がいのあるこどもも基本的にほかのこどもたちと一緒に同じ場で生活しているが、体調やその日のコンディションによって一緒に散歩には出ずに、園庭の砂場で大人とじっくりと遊び込むことで心と身体を開放させることもある。また、家庭との連携を密にし、降園後から翌日までの様子を入念に聞き取りながら、その日の体調をもとに活動内容を設定していく。加配保育士が一人つくことで、より丁寧なやり取りや活動保障ができる。

③ 個別の参加を促す工夫

- ・ 保育士が障害のあるこどもも含めた集団を意識し、できる部分だけでも参加できるように、こどもの活動の参加について工夫している。どのようにしたらみんなと一緒に参加できるか、こどもたちと考えている。例えば、散歩の途中まで一緒に行くことや食事の準備テーブルふきをこども同士が手伝いあうなど、一緒に活動できる環境を作っている。

④ 肯定的な声かけと受け入れ

- ・ 障害のあるこどもに対して疑問をもつこどももいるが、「特性があるためにこういったことができない」などの否定的な言葉を使わず、丁寧に説明している。また、大人にとって否定的な表現と感じる言葉も、こどもは疑問に思ったことを言葉にしているだけのこともあるため、なぜそのように感じたのかを聞くこともある。身体の違いについて純粋な疑問を持ったこどもに対して、大人が丁寧にしかかわることで、どのこどももそれが当たり前で自然な姿だと受入れていく姿が見られる。



観点 5：連携の観点

職員間の連携、専門職および小学校との連携

① 職員相互の連携

- ・ 多くの会議を実施し、職員間での情報共有と協力を促進している。話し合いを通じて、月々の重要な保育目標や方法を共有し、一貫性のある保育を実現している。

② 専門職との連携

- ・ 保育士だけではなく臨床心理士や園医、歯科医師（口腔内や身体の育ちの観点からこどもの発達をとらえることに長けている）など、さまざまな専門職が関与しながら多角的な視点でこどもたちの成長をサポートしている。

③ 小学校との連携

- ・ 幼保小連携を強化し、小学校と連携する機会を増やしている。特に、障害のあるこどもが普通学級に進級した際の支援体制の整備が課題となっており、今後の連携強化を図っていきたいと考えている。



観点 6：保護者や地域との交流の観点

保護者および地域との交流と連携

① 保護者との連携

- ・ 保護者会や保育参加を通じて、保護者が保育活動を直接見て感じる機会を多く設けており、家庭での工夫や理解が深まるようにしている。

② 日常的に地域に出でいき知っていく

- ・ 散歩や地域の活動を通じて、近隣の方々との日常的な交流を大切にしている。例えば、秋には柿をもらったり、こいのぼり作成時に鯉を見せてもらうなど、地域の人々とのかかわりを深める活動を行っている。また、年長時には、新潟県松之山まで田植え・稲刈り合宿に行き、農村地域の方々との交流も大切にしている。

③ 行事や防災計画を通じた連携

- ・ 保育園の行事には地域の方々を招待し、保育活動に対する理解と協力を得ている。また、防災計画（BCP）作成時には自治会と連携し、地域全体でこどもたちを見守る体制を強化している。

6. インクルーシブな保育を実感される場面

保育者の声



- 障害のあるこどもの保護者から「こんなに早くほかのこどもとまざれる日が来るとは思ってなかった」という言葉をもらったのが、今年度一番印象に残った言葉である。見学者からどのこどもが障害特性をもっているかわからないという声を聞くと、インクルーシブな保育を提供できていると実感する。

こどもの姿



- 支援が必要なこどももいることで、自然と手を差し伸べたり、一緒に活動できる工夫を考え、機会が増え、それが自信や集団生活への意欲につながっていることを実感している。

保護者の姿



- 障害のあるこどもの保護者は、わらしこ保育園のインクルーシブな保育を理解し、ほかのこどもたちと一緒に過ごせることに期待して入園している場合もある。保育園での生活が普通に送れるかどうか不安を持ちながらも、実際にこどもたちが自然に受け入れられていることに安心感を得ている。

7. 併行通園をするこどもへの対応の工夫

こどもの生活リズムの重視

- ・ 保育所では、（保護者の）就労支援や発達保障を主な役割としており、こどもの生活リズムを整えることを重視している。週5日、長時間の保育園生活に加えて、土曜日に療育機関に通うことによるこどもの負担も配慮し、保護者には生活リズムの重要性を伝えている。

保護者を通じた情報共有と連携

- ・ 療育センターや児童発達支援センターに通うこどもの支援先での様子は、基本的に保護者を通じて情報共有を行っている。発達検査の結果を伺ったり、園での集団での様子を保護者に伝え、通所施設にフィードバックしている。必要に応じて、保護者の了承を得て施設と直接やりとりを行うこともある。

8. インクルーシブな保育の取組推進において重要と考えること・課題と感ずること

多様な専門職の関与

- ・ こどもたちの全体像を捉えるには、保育士だけの視点ですべてをカバーするのは難しい。保育士は遊びとやりとり、看護師は体調管理と危機管理、栄養士は食事面と摂食機能の獲得など、それぞれの分野で得意とするものが異なる。それを持ち寄ることで、より広い視野でこどもたちを捉えることができると考えている。そのため、臨床心理士や歯科医師など、さまざまな専門職の関与が必要である。
- ・ 園内においても既存の看護師、保育士、栄養士だけでは障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもを受け入れるのは困難であり、インクルーシブな保育を実現するためには、人材確保の観点からの財政面での支援や環境の質を高める取組が重要であると考えます。
- ・ さらに、実際にこどもの姿を前にして小児科医や歯科医師、臨床心理士等、より専門性の高い有識者からのアドバイスをもらい実践につなげることで、保育に携わる保育者のこども理解と保育活動の設定の幅が広がると考える。

市や行政との連携強化

- ・ 医療的ケアが必要なこどもを万全な体制で受け入れるために、市や行政との連携が重要である。当園としてもまだまだ連携しきれていない点があるため、園としても声を上げて、行政と共に支援体制を整えていく必要があると考える。

8. 八千代保育園【施設単独型】

1. 基本情報

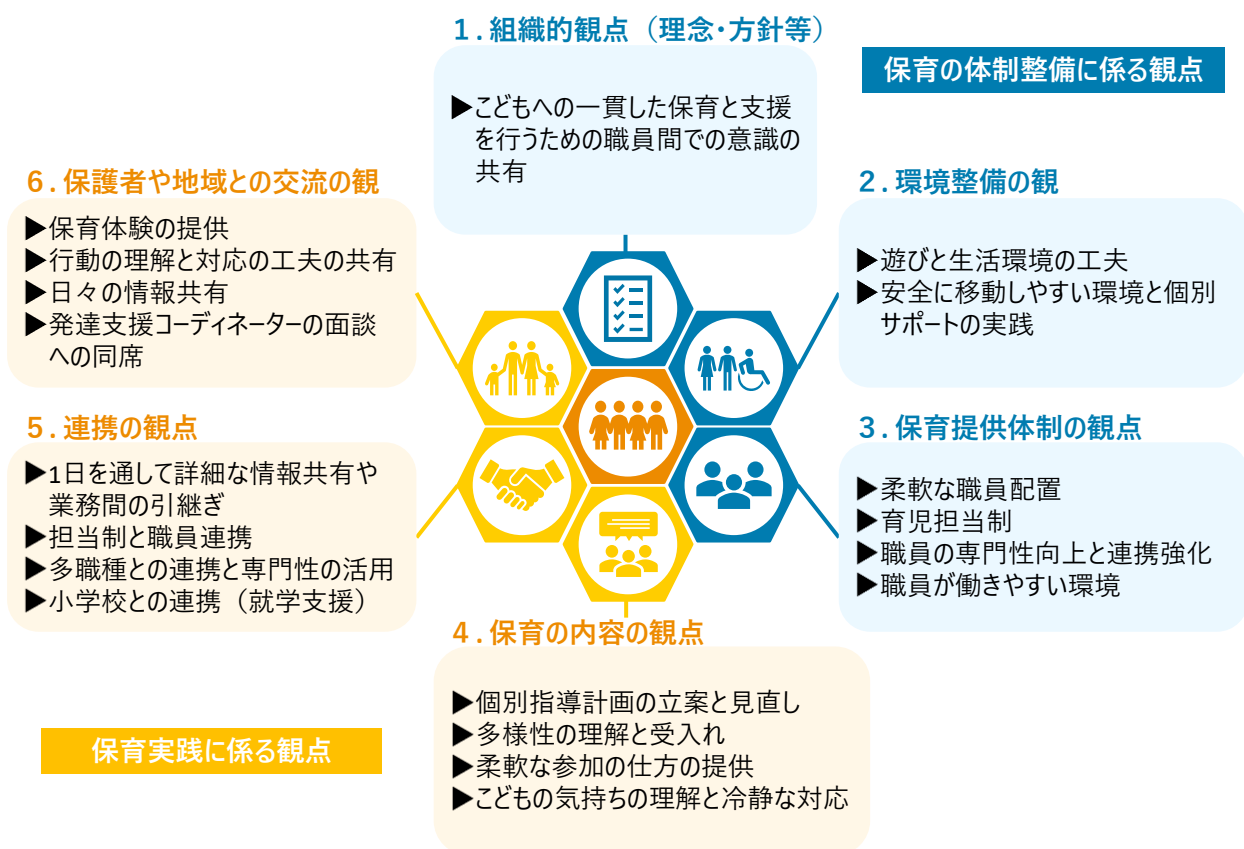
施設類型	認可保育所
運営法人名称	新潟市
施設名称	八千代保育園
所在地	新潟県新潟市
事業開始年	1966年
開所日・時間	7:30-19:00
定員数	150名
障害児在籍数	16名
職員数	58名
施設HP等	https://www.city.niigata.lg.jp/chuo/shi-setsu/kosodate/hoikuenyochien/ichirit-suhoikuen/yachiyo.html



2. インクルーシブな保育の具体的な取組内容

八千代保育園では、職員が保育について語り合う時間を設け、発達支援コーディネーターも含めたチームでこどもの園生活を支える体制を強みとしている。園全体での段差が少ないバリアフリーな設計や、個別のニーズに応じたサポート体制が整っている。保育の内容としては、こどもが自分のペースで活動できるように配慮し、職員がこども一人ひとりの興味や関心を尊重することを大切にしている。また、市と連携し、専門性の向上を図るための研修や、保護者との密な連携も行っている。こうした取組により、こどもが安心して多様な経験を積むことができるインクルーシブな保育環境を実現している。

ーインクルーシブな保育の取組状況を確認するための6つの観点ー



3. 園が目指すインクルーシブな保育の状態

園が目指すインクルーシブな保育

- ・ こども同士が互いの良さを認め合い、ありのままを受け止め共に育つ。
- ・ できないことではなくできることに目を向け、こども一人ひとりの個人差や多様性を認める。

4. インクルーシブな保育の体制整備について

観点1：組織的観点

理念

- ・ 職員がこどもへの向き合い方や意識を共有することを重視しており、どの時間でも一貫した支援ができる

理念を浸透させるための取組や工夫

① こどもへの一貫した保育と支援を行うための職員間での意識の共有

- ・ 発達支援コーディネーターも参加し、園全体がチームとして話し合う「語り合い」の場を持てるように工夫をしている。クラス会議を定期的に行うだけでなく、必要に応じて職員が集まれるように調整し、こどもから離れて職員だけで話し合う場も設けている。クラス会議には発達支援コーディネーターと主任が出席し、理念に基づいた日々の話し合いを行っている。

観点2：環境整備の観点

園舎のつくりにおける特徴・工夫

① 遊びと生活環境の工夫

- ・ 廊下のスペースが広いので、こどもの遊び場として整えるなど、こどもに適した生活環境を日常的に考え、工夫している。これにより、こどもたちは安全で楽しい遊びの場を確保し、自由に活動できる環境が整っている。

② 安全に移動しやすい環境と個別サポートの実践

- ・ 園全体が比較的段差の少ない施設であり、こどもたちが安全に移動できる環境を整えている。ただ、二階建て施設のため、歩行のサポートが必要なこどもに対して職員が常時見守りを行い、こどものニーズに合わせたサポートを提供している。



観点3：保育提供体制の観点

職員配置の工夫と専門性の向上

① 柔軟な職員配置

- ・ 0～5歳の6クラスに対して、人数に合わせて複数名の職員を配置し、フリー職員も含めることで柔軟な対応をしている。障害特性のあるこどもには基本的に2人に対して1人の職員が担当する体制をとっているが、こどものニーズに応じて1対1で対応する場合もあり、個別のサポートが充実している。

② 育児担当制

- ・ 0～2歳までのクラスは、育児担当制をとっている。食事、睡眠、排泄に関しては、担当の職員がこどもの様子を見てかわっている。遊びに関しては、特定の担当職員と過ごすことは決まっておらず、こどもが興味をもつことや長所を伸ばすために、担当が異なる職員とも遊べるようにしている。



③ 職員の専門性向上と連携強化

- ・ 職員の専門性向上と、実践的な対応力を強化するため、発達支援コーディネーターが研修で学んだ内容を職員全体で共有し、月次のクラス会議で具体的な対応策を話し合いながら実践している。新潟市内では、私立市立合同の研修も実施されており、他施設での取組を園でも共有して学びを深めている。

④ 職員が働きやすい環境

- ・ 職員が相談できる相手が多く、園全体でこどもについて考え「語り合う」風土を作り出しており、これによって職員が安心して働ける環境が提供されている。

5. インクルーシブな保育の実践について

観点4：保育の内容の観点

個別指導計画の立案と見直し

- ・ 個別指導計画は長期と短期があり、基本は数か月に一度、主にスモールステップで計画をたてている。計画は、担任と園長と主任で立案している。

保育内容における工夫

① 多様性の理解と受入れ

- ・ 障害の有無にかかわらず、いろいろなこどもと一緒に過ごすことで、こどもたちは多様性を理解し、お互いを受け入れる姿勢を自然に身につけている。例えば、言葉を発せないこどもを遊びに誘ったり、部屋から飛び出してしまうことがあっても、そのこどもの姿を受け入れながら、一緒に遊ぶ様子がみられている。



② 柔軟な参加の仕方の提供

- ・ 障害があっても特定の活動に参加が難しいこどもに対しては、参加の仕方の選択肢を柔軟に提案できるように、こどもと一緒に何ができるかを考え、できることを決めている。幼児クラスでは、サークルタイムを設けており、こども同士が遊びのルールや工夫を考えるなど、自分のペースで参加できる環境を整えている。
- ・ 食事とも一斉に開始するのではなく、時間帯の中でいつ食べ始めても良いようにしており、「お腹がすいたから食べる」ことができるようにこどもの思いを大切にしている。

③ こどもの気持ちの理解と冷静な対応

- ・ 周囲のこどもが困ってしまう行動や驚いてしまう行動がみられたときに、こどものとった言動について、その行動をとった本人の気持ちを周囲のこどもに分かりやすく伝えるようにしている。また、大人が落ち着いてこどもを受け入れ穏やかに対応することが、周囲のこどもの受け止めや関わりの姿勢にもつながっている。

観点5：連携の観点

職員間、多職種および小学校との連携

① 1日を通して詳細な情報共有や業務間の引継ぎ

- ・ 朝から夕方までの担当の保育者が変わる際に、こどものその日の様子や特別なサポートが必要な場合の情報を詳細に引き継ぎ、共有している。こどものことについて語り合いができる場も大切にしている。

② 担当制と職員連携

- ・ 障害のあるこどもを担当する職員は固定しており、こどもが安心できるようにしている。また、職員が孤立しないように、障害のあるこどもへのかかわり方については職員全体で考え、支援する体制を整えている。複数のこどもを見ることが難しい場合には、職員で連携して1対1の個別サポートを提供している。

③ 多職種との連携と専門性の活用

- ・ 多職種の職員が保育について語り合う時間を持てる環境が整っている。
- ・ 看護師が常駐しており、医療的ケアが必要なこどもの参加方法について保育者と看護師が話し合い、専門職の視点を生かして答えを出している。看護師は医療的ケアが必要なこどもだけでなく、全体を見守る役割も担い、連携して保育を行っている。

④ 小学校との連携（就学支援）

- ・ 小学校の教師が来園するので、実際のこどもの様子を見て、園の理念とそれに基づいた保育を小学校の教師に説明する機会にしている。

観点 6：保護者や地域との交流の観点

保護者との交流および保護者支援

① 保育体験の提供

- ・ 保護者向けに保育体験の場を設け、自分のこどもだけでなくほかのこどもとも遊ぶ機会を提供している。
- ・ 保護者はこどもの活動の様子や、担任の保育士がどのように関わっているのかを実際に見ることができ、園でのこどもの様子や保育者の対応を通して、家庭での育児の参考にしてもらうことも目的としている。

② 行動の理解と対応の工夫の共有

- ・ こどもが困った状況になり、結果的に周りが困るような行動をとってしまう場合には、そうなった背景について共有、対応を検討している。保護者とも共有し、家庭内でのかかわり方の参考にさせていただく。園での日中の関わりを保護者に伝えることで、こどもの良いところをより多く知ってもらうことを目指している。

③ 日々の情報共有

- ・ 連絡帳はアプリを使っており、文字だけでなく、ドキュメンテーションでも情報発信しており、こどもの様子や職員が大事にしている点を保護者に伝えている。発表会や遠足では、こどもと職員が話し合いながら内容を決めているので、その過程を保護者に共有している。結果だけでなく、作り上げる過程を重視し、保護者にその過程も理解していただくことを大切にしている。

④ 発達支援コーディネーターの面談への同席

- ・ 新潟市が行っている養成講座を受講した園長と主任 2 名が、発達支援コーディネーターとして保護者と担任の面談に同席してこどもの園生活について一緒に考える体制が整っている。



6. インクルーシブな保育を実感される場面

保育者の姿



- こども一人ひとりの個性に合わせた活動を柔軟に考えている姿がよくみられる。「こどもはこうじゃなければいけない」という固定観念にとらわれず、こどもたちが楽しく活動に参加できるよう工夫を凝らしている。こどもに適した活動をみんなで語り合える環境が常にある。

こどもの姿



- 発表会や運動会では、クラスのこどもたちが一緒に取り組める内容を考えている。集団での活動を苦手とするこども、活動に参加しにくいこどもなど、気持ちが向かうまで時間がかかってしまうこともある。そのような時もクラスのこどもたちはそのこどものペースを待ってくれる姿や、手を引いて誘う姿などが見られる。こどもたち一人ひとりがそのこどもをありのままを受け入れてくれている様子が見られている。

保護者の姿



- 周囲のこどもと同じように過ごすことが難しいこどもが登園されているときに、保護者の方から一緒にほかのこどもとのかかわりを持ってほしい、経験をしてほしいというご希望を受けることがある。保護者に、こどもの活動の様子を伝える中で、こどもが他のこどもとのかかわりが増えることについて嬉しそうにされていた。

7. 併行通園をすることもへの対応の工夫

児童発達支援事業所との連携

- ・ 園では、児童発達事業所の方と障害のあるこどもの様子を共有し、こどもの気持ちに配慮したサポートを行っている。
- ・ こどもがリラックスした状態で事業所で過ごせるよう、園で体を休めてから事業所に向かったり、事業所から園へ戻った際に、落ち着いて園生活に戻ることができるように、別室にて静かに本を読んだり静かな遊びをしてから保育室へ行くこともある。このようにして、一日を通して環境を考え、こどもたちが安心して保育園の生活に戻ることができる環境を整えている。

8. インクルーシブな保育の取組推進において重要と考えること・課題と感ずること

職員間の意識の統一

- ・ 一人ひとりのありのままを受け止めるという考え方を、園全体で共有し、同じ方向を向くことが必要と考えている。職員が異なる考えを持っていても、共感し合いながら答えを導き出すことで、インクルーシブに対する共通の理解を深めることができる。

自然な語り合いの場の確保、コミュニケーションの頻度

- ・ 日常的な場で自然に語り合える環境を作ることが重要と考える。事務室などで職員同士が気軽に話をする機会を増やし、感じたことや思ったことを共有することが保育に活かされ、チームワークの向上につながる。話し合いの時間の長さよりも、短い時間でも回数を増やすことが大切と考えている。頻繁なコミュニケーションを通じて、職員間の意識の差を小さくし、インクルーシブな保育を推進するための連携を強化することが必要と考えている。



インクルーシブな保育の実践のためのワークシート
【保育所等版】

～はじめに～

日々の保育の実践の中で、インクルーシブな保育を実践するために、現在、園で実践している保育について、園全体で振り返るとともに、園が目指すインクルーシブな保育の状態を関係者・関係機関において共有することが理想と考えます。この事例集では、児童発達支援事業所等と併設している園や、外部の専門機関、専門人材との連携、保育所単独の取組によるインクルーシブな保育の実践について紹介しています。

この事例集をきっかけに、まずは職員同士でインクルーシブな保育について話し合いをしていただけるように本ワークシートをご用意しています。ワークシートの活用方法も記載していますので、職員研修や日々の保育の振り返りに、ご活用いただき、園が考えるインクルーシブな保育の実践や共有に役立てていただければと思います。

- そもそも保育はインクルーシブであるところ、さらにインクルーシブな保育を実践するためには、保育提供体制、保育実践それぞれでより充実を図るための取組が求められます。
- インクルーシブな保育の実践には、自園における現状を把握することが重要となります。
- 保育をさらにインクルーシブな状態にするための観点として、保育提供体制整備に係る観点（観点1～3）と保育実践に係る観点（観点4～6）の大きく2つに分類し、全部で6つの観点を整理しています（右図、詳細は次頁参照）。
- 6つの観点は、それぞれ、各観点の実践に重要と考えられる複数の取組で構成されています。

ーインクルーシブな保育の状態を高めるための6つの観点ー



－インクルーシブな保育の状態を高めるための6つの観点（詳細）－

1. 組織的観点（理念・方針等）

- 市町村や保育所等において、インクルーシブな保育について検討され、実践のための理念や方針が示されているか

- ① 理念や方針
- ② 検討体制

保育の体制整備に係る観点

2. 環境整備の観点

- すべてのこどもが健康及び安全に生活することができ、こどもが自らの意思で自由に活動できる環境を整えているか
- 多様なニーズをもつこどもを想定した災害への備えをしているか

- ③ 施設・設備の整備
- ④ 安全・衛生管理体制
- ⑤ 災害への備え

3. 保育提供体制の観点

- 多様なニーズをもつこども一人一人の育ちを支えるため、保育士等の研修の充実等により職員の資質及び専門性の向上を図っているか
- 専門職による支援をおこなっているか

- ⑥ 職員配置
- ⑦ 保育士等の資質及び専門性の向上
- ⑧ 専門職による支援の充実

4. 保育の内容の観点

- 多様なニーズをもつこどもを指導計画の中に位置づけ、包括する保育内容を検討しているか
- すべてのこどもがまわりとの関わりの中で、愛情や信頼感を持ち、自己を十分に発揮できているか

- ⑨ 指導計画の作成及び展開
- ⑩ 計画の評価と改善
- ⑪ ねらい及び内容（こどもの気持ちの尊重）

6. 保護者や地域との交流の観点

- 保護者や地域との継続的な対話や関係づくりを進め、信頼される開かれた保育所づくりをおこなっているか
- 保護者への支援により、保護者や家庭とともにこどもの育ちを支えているか

- ⑮ 保護者に対する支援
- ⑯ 家庭との連携
- ⑰ 地域との連携・交流

5. 連携の観点

- 保育所内のコミュニケーションがおこなわれて情報が適切に共有されているか
- 保育所外の関係機関とこどもの状況や発達過程を共有し、互いの専門性を活かした支援をおこなっているか

- ⑫ 職員相互の連携
- ⑬ 関係機関・関係者との連携
- ⑭ 小学校等との連携（就学支援）

保育実践に係る観点

インクルーシブな保育の実践に向けたワークシート活用方法

1

ステップ 1

事例集を読んで、感想を話し合ってみましょう

- ・ 事例集を読んで、参考になったところはありますか
- ・ インクルーシブな保育について、どのように感じましたか

2

ステップ 2

日々の園の保育を6つの観点から振り返ってみましょう

- ・ 6つの観点に基づき、取り組んでいること、いないことなど、園の保育実践を振り返ってみましょう

3

ステップ 3

園においてすべてのこどもがのびのびと楽しく過ごすためにどのような保育が考えられるか
6つの観点に基づき、園が目指すインクルーシブな保育について話し合ってみましょう

- ・ 園が理想とするインクルーシブな保育はどのような状態だと思いますか。6つの観点を参考に考えてみましょう
- ・ 園の強みや弱みも一緒に考えてみましょう

4

ステップ 4

今後の取組について話し合いましょう

- ・ インクルーシブな保育の実現に向けて、今後、園で取り組んでいきたいこと、
- ・ 取り組んでみたいことは何ですか（中長期的な取組）
- ・ 明日からできることは何ですか（短期的な取組）

5

ステップ 5

話し合ったワークシートの内容を関係者・関係機関や関係者に共有しましょう

施設名：

基本情報：

作成年月日： 年 月 日

1

ステップ 1

事例集を読んで、感想を話し合ってみましょう



- 事例集を読んで、参考になったところがありますか
- インクルーシブな保育について、どのように感じましたか

2

ステップ 2

日々の園の保育を 6 つの観点から振り返ってみましょう



- 6つの観点の中で、園でよく実践できていると考える観点到色を塗ってみましょう

1. 組織的観点（理念・方針等）

- ① 理念や方針
- ② 検討体制

保育の体制整備に係る観点

2. 環境整備の観点

- ③ 施設・設備の整備
- ④ 安全・衛生管理体制
- ⑤ 災害への備え

3. 保育提供体制の観点

- ⑥ 職員配置
- ⑦ 保育士等の資質及び専門性の向上
- ⑧ 専門職による支援の充実

4. 保育の内容の観点

- ⑨ 指導計画の作成及び展開
- ⑩ 計画の評価と改善
- ⑪ ねらい及び内容（こどもの気持ちの尊重）

6. 保護者や地域との交流の観点

- ⑮ 保護者に対する支援
- ⑯ 家庭との連携
- ⑰ 地域との連携・交流

5. 連携の観点

- ⑫ 職員相互の連携
- ⑬ 関係機関・関係者との連携
- ⑭ 小学校等との連携（就学支援）

保育実践に係る観点

※インクルーシブな保育の状態を高めるための6つの観点（本資料p3）も参考にしながら記載してみましょう。

3

ステップ 3

園においてすべてのこどもがのびのびと楽しく過ごすためにさらにどのような保育が考えられるか
6つの観点に基づき、園が目指すインクルーシブな保育について話し合ってみましょう



- 園が理想とするインクルーシブな保育はどのような状態だと思いますか。
6つの観点を参考に考えてみましょう。
- 園の強みや弱みも一緒に考えてみましょう。
- こどもにもどんな園が良いかきいてみましょう。

ーインクルーシブな保育の状態を高めるための6つの観点ー

1. 組織的観点（理念・方針等）

保育の体制整備に係る観点



こどもの声

こどもにもどんな園が良いかきいてみましょう。



4

ステップ4 今後の取組について話し合しましょう



- インクルーシブな保育の実現に向けて、今後、園で取り組んでいきたいこと、取り組んでみたいことは何ですか（中長期的な取組）
- 明日からできることは何ですか（短期的な取組）

6. 保護者や地域との交流の観点

近々取り組むこと

今後取り組みたいこと

5. 連携の観点

近々取り組むこと

今後取り組みたいこと

保育実践に係る観点

1. 組織的観点（理念・方針等）

近々取り組むこと

今後取り組みたいこと

保育の体制整備に係る観点

2. 環境整備の観点

近々取り組むこと

今後取り組みたいこと

3. 保育提供体制の観点

近々取り組むこと

今後取り組みたいこと

4. 保育の内容の観点

近々取り組むこと

今後取り組みたいこと



※インクルーシブな保育の状態を高めるための6つの観点（本資料p3）も参考にしながら記載してみましょう。



- インクルーシブな保育の実現に向けて、今後、園で取り組んでいきたいこと、取り組んでみたいことは何ですか（中長期的な取組）
- 明日からできることは何ですか（短期的な取組）

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。